資料２

旭川市青少年施策に関する基本方針

平成２３年９月

平成２９年８月　改訂

旭　川　市

目　　次

１　基本方針の改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
⑴　基本方針改訂の趣旨
⑵　各種計画等との関係
ア　「旭川市子ども条例」との関係
イ　「旭川市子ども・子育てプラン」との関係
⑶　基本方針の対象者（年齢）
⑷　基本方針の期間等

２　青少年の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
⑴　青少年を取り巻く環境
⑵　青少年の変化
⑶　新規高校卒業者の就職状況
⑷　子どもや子育てに関する各種相談件数

３　青少年施策の基本的な考え方・推進の方向性・・・・・Ｐ４
⑴　青少年施策の目指す姿
⑵　目指す姿を実現するために

４　青少年施策の具体的な事業展開・・・・・・・・・・・・Ｐ６
⑴　乳幼児期
⑵　学童期
⑶　思春期
⑷　青年期
⑸　具体的な事業展開のまとめ

５　青少年施策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
⑴　推進体制
⑵　進行管理

資料編（青少年の現状等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７

１　基本方針の改訂

（１）　基本方針改訂の趣旨

我が国をはじめ，本市においても少子化傾向が進んでいる中，将来のまちづくりの担い手として，青少年に期待する役割は大きいものがあり，青少年がその期間に健やかに成長し，生きる力を身につけて社会に巣立っていけるよう，その環境を整えていくことが必要である。

しかしながら，青少年を取り巻く環境を見ると，家庭や地域の子育て力の低下が懸念されるところであり，また，情報化社会の進展や価値観の多様化など，社会環境の変化に直面している中，これまでの取組だけでは限界が生じている。

そのため，市として，全庁的に青少年健全育成の必要性や取組の方向性について共通認識を持ちながら推進していくことを目的に，平成２３年９月に「旭川市青少年施策に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定したところである。

その後，平成２４年４月には「旭川市子ども条例」が施行，平成２７年３月には「旭川市子ども・子育てプラン」が策定され，国においては，平成２６年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことから，これらの法令やプランとの整合性を保つため，基本方針を改訂するものである。

（２）　各種計画等との関係

基本方針は，青少年施策の推進に当たり，全庁的に共通認識を持って取り組むための指針と位置付けているものであり，特定の法律の下位に位置付けられるというような，法的な立場を有するものではない。

しかしながら，その実効性や効果を高めるため，国や北海道における関係法令等や各種大綱，本市が策定している各種計画・プラン等と整合性を保ち，連携して施策を推進していくべきものである。

ア　「旭川市子ども条例」との関係

「旭川市子ども条例」は，子どもが健やかに成長できる環境を社会全体で整えていくことを目的に制定されたものであり，基本方針は，「旭川市子ども条例」を推進する上で，重要な役割を担っていくものである。

イ　「旭川市子ども・子育てプラン」との関係

本市は，「旭川市子ども・子育てプラン」を策定し，子ども自身が明るく，たくましく，喜びに満ちた子ども時代を過ごせる社会の形成を目指すとともに，親が子どもの成長に喜びを感じられる社会を築くための基本理念や目標を定めているが，同プランは，子どもと関わる大人や子育て支援を重視したものであり，子どもに対して，成長段階ごとの取組など，具体的な取組を盛り込んだものではない。

そのため，基本方針は，同プランと整合性を保ちつつ，子ども（０～１８歳）を含めた青少年を対象に，健全育成を図るための方針や具体的な取組の方向性を

定めるものとする。

（「旭川市青少年施策に関する基本方針」と各種法令，条例，計画等の関係のイメージ図）

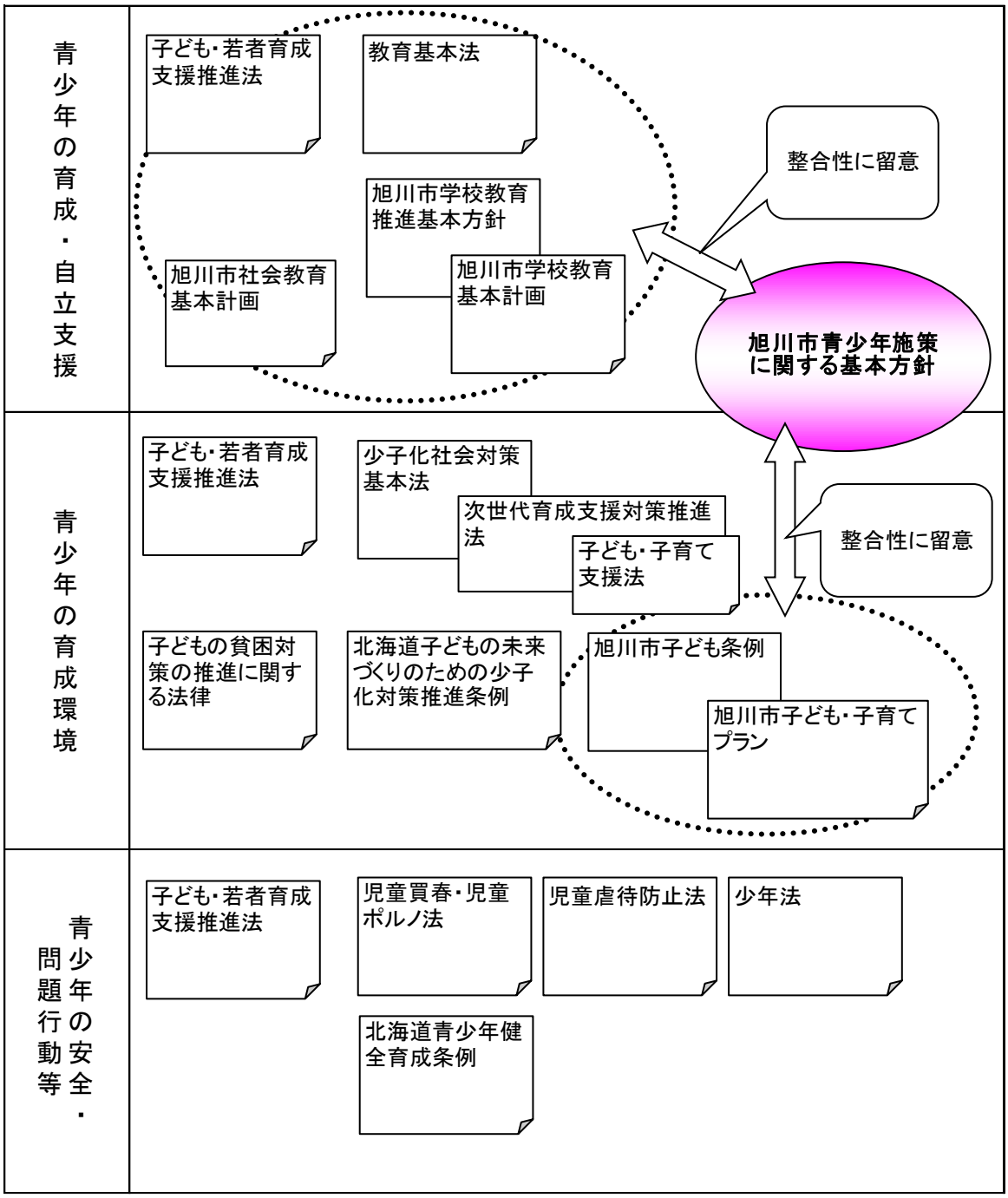

※法律の区分は，「子供・若者白書」（内閣府）による。

（３）　基本方針の対象者（年齢）

青少年の対象者（年齢）は，法律等により異なっているが，基本方針においては，０歳からおおむね３０歳までを青少年として定義する。

（４）　基本方針の期間等

基本方針の対象とする期間は特に定めないが，「旭川市子ども・子育てプラン」の見直しや国における関連施策の動向に応じて，その都度見直しを行い，必要に応じて変更等を行うものとする。

２　青少年の現状

本市における青少年の現状は，次のとおりとなっている。なお，本市分のデータがない場合は，国の調査等の結果を使用している。（詳細については，資料編を参照）

（１）青少年を取り巻く環境

ア　青少年人口

本市の人口は減少傾向にあり，平成３年から平成２８年の２５年間で，０～１４歳の人口は，約３８％（約２４，２００人）減少している※図表1，図表2。この間，１５～２９歳の人口も約４１％（約３０，６００人）減少しているが，特に，平成１３年から平成２８年までの１５年間で，約２５，４００人と大きく減少している。

イ　青少年と家庭，地域との関わり

国の調査によると，以前に比べて，家庭の教育力と地域の教育力の低下を感じている大人が，いずれも半数以上にのぼっている※図表3，図表4。一方，小中学生の大部分が家は楽しく，また，ほっとできる場所だと答えている※図表5，図表6。

小学生，中学生，高校生の地域との関わりについては，成長するにしたがい希薄化していく傾向にあるが，小中学生に今住んでいる町や村が好きか聞いたところ，「好き」とする者の割合が９９．０％となっており※図表11，また，小中学生自身は，地域の人たちとの交流をはじめ，多様な活動に関心※図表12を持っている。

（２）青少年の変化

最近の傾向として，生活行動については，起床時刻，就寝時刻ともに早くなる傾向が見られ※図表7-1，睡眠や食事にかける時間がおおむね増加している※図表7-2 一方，情報化社会，多様な価値観などの社会環境の変化は，青少年の生活や意識に大きな影響を与えている。特に，高校生の９割以上が携帯電話を所有しており，うち８割はスマートフォンとなっていて※図表9，年齢層が上がるほどインターネット等を閲覧する機会が増えている。

青少年の意識を見ると，幸せだと思う小学生・中学生・高校生等の割合は，上昇している※図表13。その一方，不安や悩みを抱えている小学生・中学生・高校生等の割合も上昇しており，内容を見ると「勉強や進路」が最も多く，特に中学生と高校生でその割合が高くなっている※図表14。

体力・運動能力を見ると，親の世代と比べると，体格は向上しているものの体力・運動能力の低下が生じている※図表15。

本市における非行等に伴う支援を要する青少年は，平成２１年までは低年齢化が

著しく，年齢別補導状況を見ると，１４歳未満の占める割合が高く２８．１%であったが，その後は増減を繰り返し，平成２７年は２５．０%となっている※図表16，図表17。

国では，修学・就業のいずれもしていないなど，社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し，教育，福祉等の機関がネットワークを作り，支援できるよう，子ども・若者育成支援推進法を制定し，取組を進めている。本市においては，ニート・ひきこもりの青少年の実態について，十分に把握されておらず，既存の各種相談・支援体制の中で対応している状況となっている。

（３）新規高校卒業者の就職状況

新規高校卒業者の就職状況は，求人数と管内求人倍率が増加傾向にあり※図表18，平成２８年度の就職内定率（３月末）は，平成２３年度の８９．８%と比較すると９８．７%へと大きく改善している※図表19。

（４）子どもや子育てに関する各種相談件数

子どもや子育てに係る相談件数は，増減を繰り返している状況である※図表20。児童虐待など養護相談等に対応する家庭児童相談については，平成２４年度の３，４４１件をピークに，平成２７年度は２，９８５件に，また，ひとり親家庭相談は，平成２４年度の３，２７１件をピークに，平成２７年度は１，８６２件と大幅に減少している。

３　青少年施策の基本的な考え方・推進の方向性

青少年の現状を踏まえると，青少年が安心して社会に巣立っていくために，必要な経験や学びができる環境を家庭や地域だけで整えていくことが困難な状況にある。

そのため，全庁的に共通認識を持って，青少年施策を推進していくことが必要である。

（１）青少年施策の目指す姿

青少年と家庭，地域の望ましい関係や，青少年の期間に身につけてほしいことを踏まえ，全庁的に青少年施策を推進するに当たって目指す姿を，次のとおり設定する。

青少年が， 家庭や地域の愛情のもと夢や希望を持って成長し 主体性を身に付け豊かな人間性を形成し， やがて社会の一員として自立できるまち

（２）目指す姿を実現するために

目指す姿を実現するため，次の３点を基本に青少年施策を推進していく。

ア　成長段階を踏まえた取組

青少年施策を推進するに当たり，その対象年齢が０歳からおおむね３０歳までと広いため，その成長段階ごとの特性を踏まえながら，具体的な取組を行っていく。

また，各成長段階を前後の流れの中で，連続性を持って見ていくことも重要である。

これらの成長段階をさらに具体的に見ると，

○　乳幼児期については，情愛的きずなを形成する時期であるため，最も身近な保護者が，安定した状況で乳幼児と向き合うことができるよう，特に保護者の子育て不安の軽減を図る取組を中心に各種の事業を実施し，今後もその充実に努めていくことが必要である。

○　学童期については，多様な知識・経験の蓄積，社会性を身に付けていく時期であるため，青少年の夢や希望を育むためにも．できるだけ多様な経験ができるよう，その機会の提供に努めていくことが必要である。

○　思春期については，自分らしさを確立するために模索し，大人への移行を開始する時期であるため，青少年自身が抱えている心身の不安に対応し，支援できる取組の充実が必要である。

○　青年期については，社会の一員として自立する時期であるため，スムーズに自立できるよう各種支援に係る取組の充実が必要である。

青少年の対象年齢	成長期ごとの特性
乳幼児期（小学校就学前）	人間への基本的信頼と愛情を育てていく基礎となる，親や特定少数の人との強い情愛的きずなを形成するとともに，複数の人々とのかかわりを通じて認知や情緒を発達させ人格を形成していくことが重要。
学童期（小学生）	後の成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け，多様な知識・経験を蓄積し，家族や仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会性を獲得していくことが重要。
思春期（おおむね中学生～高校生）	自分らしさを確立するために模索し，社会規範や知識・能力を修得しながら大人への移行を開始することが重要。
青年期（おおむね高校卒業以後）	親の保護から抜け出し，社会の一員として自立した生活を営み，さらに，公共へ参画し，貢献していくことが重要。

（「青少年の意欲を高め，心と体の相伴った成長を促す方策について」（中間まとめ）：平成１８年９月２８日中央教育審議会）

イ　支援を要する青少年への対応

非行少年の低年齢化やニート･ひきこもりの存在が社会的に注目されている中，これらの青少年に対して，立ち直りや，社会の一員として認められる存在になるためのきっかけづくりが必要である。そのため，特に，非行少年等については，補導あるいは執行・矯正機関にその扱いを任せるのではなく，市が家庭や地域において受け入れられるよう支援していくとともに，青少年自身が自らの力で立ち直っていけるようきっかけづくりなどの支援をしていく。

ニート・ひきこもりの青少年に対しては，今後，その実態把握について検討する必要がある。

また，近年は子どもの貧困率が上昇傾向にあったことから※図表21，その実態把握に努めるとともに，学習支援や食育，居場所づくりなどの支援を行うことが必要である。

学童期等においては，早い段階から働くことの意味について，様々な体験を通じて学ぶ機会が必要であり，この取組は，就職を控えた高校生にとっても社会に出て行く心構えを持つ上で重要である。

発達障害等の支援を要する青少年については，環境等に起因する２次的な障害を防ぐため，早期発見・早期対応を図るとともに，特に小学校への移行期において，当該児童や保護者に対して，一貫して支援していくことが必要である。

ウ　親（家庭），地域の子育て力・教育力の向上

青少年にとって最も大きな影響を受け，生活の基礎となるのが，親・家庭であり，さらに地域である。これらは，青少年の心身の形成に重要な役割を担っているが，家庭及び地域の子育て力・教育力の低下が生じていることが懸念されている状況のため，これらの底上げを図っていくことが必要である。

そのため，市は青少年関連事業の実施に当たり，家庭や地域との関わりを持つことを意識し，その参加を促していくなどの工夫をするとともに，手法として，社会全体の意識啓発に係る取組も積極的に行っていくことが重要である。

４　青少年施策の具体的な事業展開

青少年施策の基本的な考え方・推進の方向性を踏まえ，青少年の成長段階ごとに，次のとおり事業を展開していく。

（１）乳幼児期

乳幼児期は，情愛的きずなを形成する時期であるため，最も身近な保護者が，安定した状況で乳幼児と向き合うことができるよう各種の子育て支援施策を推進するとともに，徐々に社会との関わりを持ち，認知や情緒を発達させていくことができるよう保育環境の充実等を推進していく。

なお，これらの取組は，「旭川市子ども・子育てプラン」に基づいて具体的に進めていく。

乳幼児を対象（保護者を含む）に実施している主な事業

分　野	主な事業
乳幼児の健やかな成長の支援	・乳幼児健康診査の実施 ・予防接種費用の助成 ・赤ちゃん訪問事業 ・親子教室 ・幼稚園や保育園等の巡回相談
子育てに関する多様な不安を和らげるための支援	・育児や家庭等の各種相談 ・子育てに関する情報提供 （子育てガイドブック，あさひかわこども一る）
子育てに関する経済的支援	・保育料等の負担軽減措置 ・子どもの医療費負担軽減措置 ・各種手当ての支給 ・各種資金の貸付
乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援	・保育所等の整備 ・特別支援保育の実施 ・預かり保育の実施
乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくり	・こんにちは赤ちゃんステーション ・あさひかわこども一る
子育てを支援する地域づくりの推進	・地域子育て支援センター ・子育てサロン，育児サークルへの支援 ・ファミリーサポートセンター事業 ・うぶごえへの贈りもの事業

（２） 学童期

ア　現状

学童期は，多様な知識・経験の蓄積，社会性を身に付けていく時期であり，現在，各部局において各種の事業を実施しているが，その内容を見ると，特定の部局（社会教育部）で多く実施している傾向が見られる。

一方で，各部局が所管している業務に関連した取組（農政部→農業体験，環境部→環境学習バスツアー等）も行われており，様々な分野にわたり，学校教育での学習をより深め，充実させる事業が多く見られる。

学童期（小学生）を対象に実施している主な事業

分　　野	概　　要
科学，ものづくり	ものづくり現場の見学，親子で参加する実験・工作・陶芸教室，電子工作，デジタル工房，発明クラブ，図画コンクール等
宇宙，天文	プラネタリウムを活用した親子教室，天体望遠鏡製作教室等
自然体験，環境	環境学習バスツアー，石けんづくり，水辺体験学習，サケの稚魚放流，樹木の測量体験と小動物の観察，記念植樹，ウチダザリガニの捕獲・駆除等
芸術	ミュージカル鑑賞教室，こども芸術劇場，舞台の裏側見学，音楽講座等
歴史，文化	博物館体験学習，茶道教室，けん玉教室等
文学	読書感想文コンクール，おたのしみ会
食，農業	食育出前講座，料理教室，親子で参加する農業体験（田植え・搾乳・豆腐づくり・牧場見学等），農業体験塾等
社会	職業体験事業，異年代同士の子どもの交流事業，消防出前講座，「水」出前授業，学校模擬選挙（出前講座），施設見学等
国際	英語教室，友好・姉妹都市との青少年交流
防火	消防体験，防火ポスターコンクール等
平和	平和都市宣言図画コンクール等
パフォーマンス	若者活動支援事業（ステージイベント）等
その他	出張授業等（動物園），パソコンクラブ，通学合宿，囲碁教室，こども食堂等

イ　取組の方向性

市は，多岐に渡る市民サービスを提供しており，各部局がその業務に関連した青少年向けの取組を積極的に行うことにより，多様な知識・経験を身に付ける機会の充実を図る。また，成長の早い段階から，体験を通じて，働くことの意義について学ぶことも重要であることから，これに配慮した取組を充実させていく。

なお，これらの取組については，学校の協力を得ながら，家庭，地域との関わりを持つよう努め，親（家庭），地域の子育て力・教育力の向上にも資するよう心がけるものとする。

今後，重点的に取り組む事項
○　体験を通じて，働くことの意義について学ぶ取組の充実
○　子どもの居場所づくり，学習支援
○　子どもの学習への動機付けや深まりを促進する取組

全庁的な取組の考え方

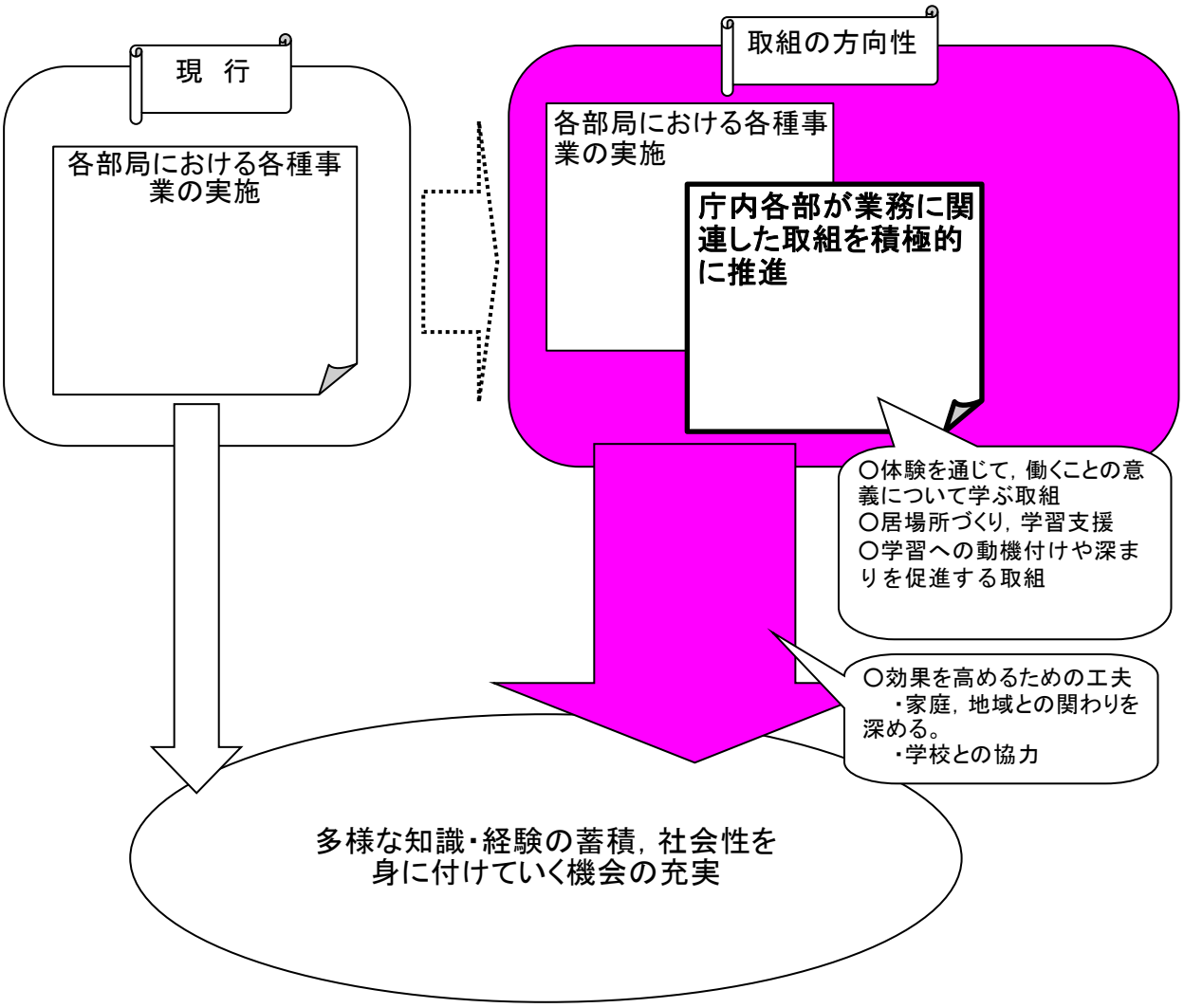
現　行
各部局における各種事業の実施
取組の方向性
各部局における各種事業の実施
庁内各部が業務に関連した取組を積極的に推進
○体験を通じて，働くことの意義について学ぶ取組
○居場所づくり，学習支援
○学習への動機付けや深まりを促進する取組
○効果を高めるための工夫
・家庭，地域との関わりを深める。
・学校との協力
多様な知識・経験の蓄積，社会性を身に付けていく機会の充実

（３）思春期

ア　現状

思春期は，自分らしさを確立するために模索し，大人への移行を開始する時期であり，現在，各部局において青少年自身が抱えている心身の不安に対応し，支援する取組を行っている。また，学童期から引き続き，各種の体験事業を実施している。

青少年自身が抱えている心身の不安に対応し支援する取組については，近年，悩みが多様化している中，いずれも既存の取組が中心となっている。

また，各種の体験事業については，学童期と同様の状況にある。

思春期（中学生及び高校生）を対象に実施している主な支援の取組

分　　野	概　　要
青少年が直接相談できる環境	家庭児童相談，スクールカウンセラーの配置，適応指導教室，子どもホットライン
各種教室，講座等	出前健康講座，私の未来プロジェクト，感染症予防に係る啓発活動等
健全育成	各種補導活動等

思春期（中学生及び高校生）を対象に実施している主な事業

分　　野	概　　要
科学，ものづくり	ものづくり現場の見学，電子工作，デジタル工房，発明クラブ，図画コンクール，製図・金属加工体験等
宇宙，天文	プラネタリウムを活用した親子教室，天体望遠鏡製作教室等
自然体験，環境	記念植樹，ウチダザリガニの捕獲・駆除等
芸術	音楽講座，演劇講習会等
歴史，文化	各種博物館体験事業，各種公民館活動
文学	読書感想文コンクール等
食，農業	酪農体験，食育出前講座等
社会	学校模擬選挙（出前講座），　施設見学，若年者就職支援，職場体験実習，資格取得支援等
国際	友好・姉妹都市との青少年交流等
防火	防火ポスターコンクール
平和	平和都市宣言図画コンクール等
パフォーマンス	若者活動支援事業（ステージイベント）等
その他	異世代交流事業，こども食堂等

イ　取組の方向性

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中，青少年自身が抱えている心身の不安に対して，より的確に対応し，必要な支援につなげていけるよう取り組んでいく。具体的には，子どもに関する相談機能の充実，非行少年に対する立ち直り支援に係る取組の実施，各種啓発活動の充実を図る。また，学童期の青少年と同様に，多様な知識・経験を身に付ける機会の充実を図る。

さらに，思春期の青少年が自由に集い，交流できる中高生の居場所づくりを進めていくことが必要であり，そのような場の確保とともに提供するソフト事業の充実を図る。

今後，重点的に取り組む事項
○　体験を通じて，働くことの意義について学ぶ取組の充実 ○　子どもに関する相談機能の充実 ○　非行少年等の立ち直り支援 ○　各種啓発活動の充実 ○　子どもの居場所づくり，学習支援

全庁的な取組の考え方

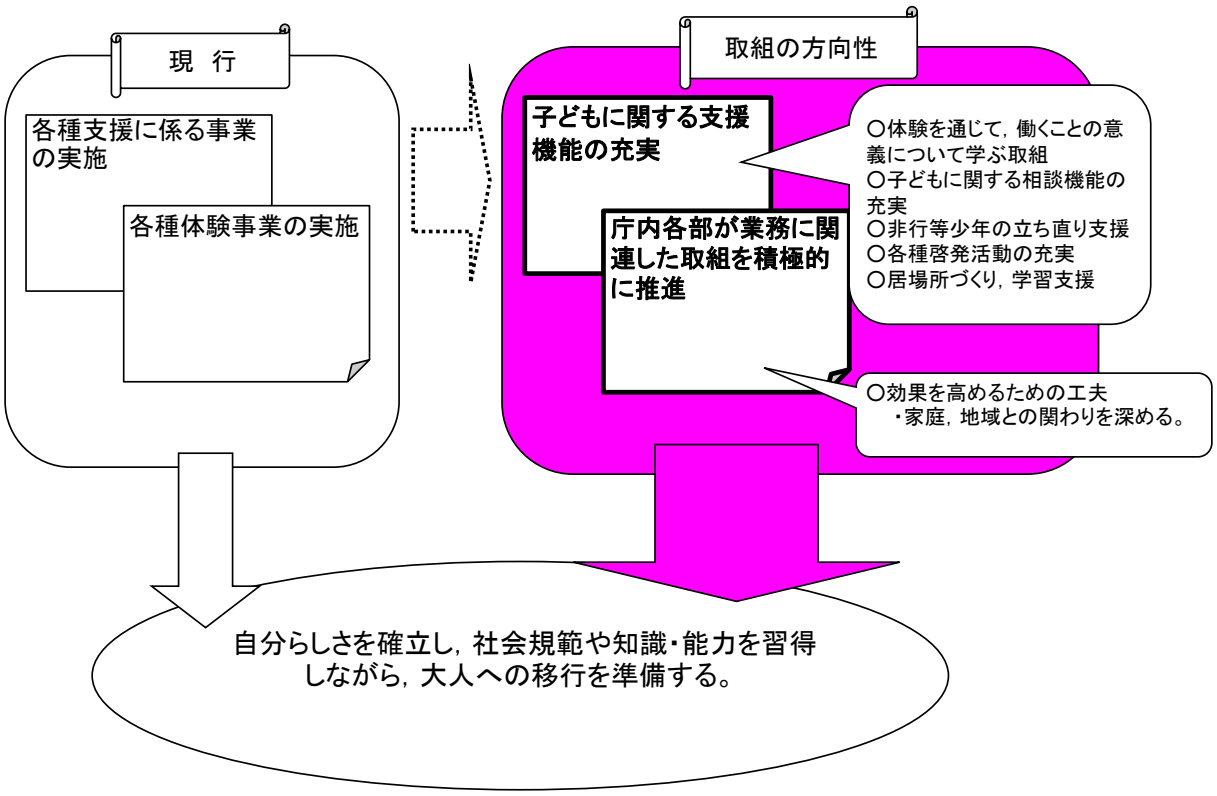

（４）青年期

ア　現状

青年期は，社会の一員として自立する時期であり，スムーズに自立できるよう，現在，各部局において各種の取組を行なっているが，就業支援に関する取組が中心となっている。

青年期（おおむね高校卒業以降）を対象に実施している主な事業

分　　野	概　　要
社会	若年者就職支援，職場体験実習，資格取得支援等
国際	友好都市との文化交流研修
パフォーマンス	若者活動支援事業（ステージイベント）等
その他	異世代交流事業

イ　取組の方向性

就業支援等各種の支援策を推進するとともに，地域社会の一員として生活していく上での自覚を促す取組を実施していく。

地域社会との関わりについては，各種地域ボランティア活動への参加や子どもと触れ合う機会など，地域社会の中で様々な年代の人の中で生活していくことを自覚するための取組を行っていく。

特に，児童期や思春期の青少年と触れ合う機会の充実は，それらの年代の青少年にとっても，重要な取組であり，積極的に取り組んでいく。

今後，重点的に取り組む事項
○　異年齢・異世代との交流促進 ○　地域社会との関わりを深める取組の充実

全庁的な取組の考え方

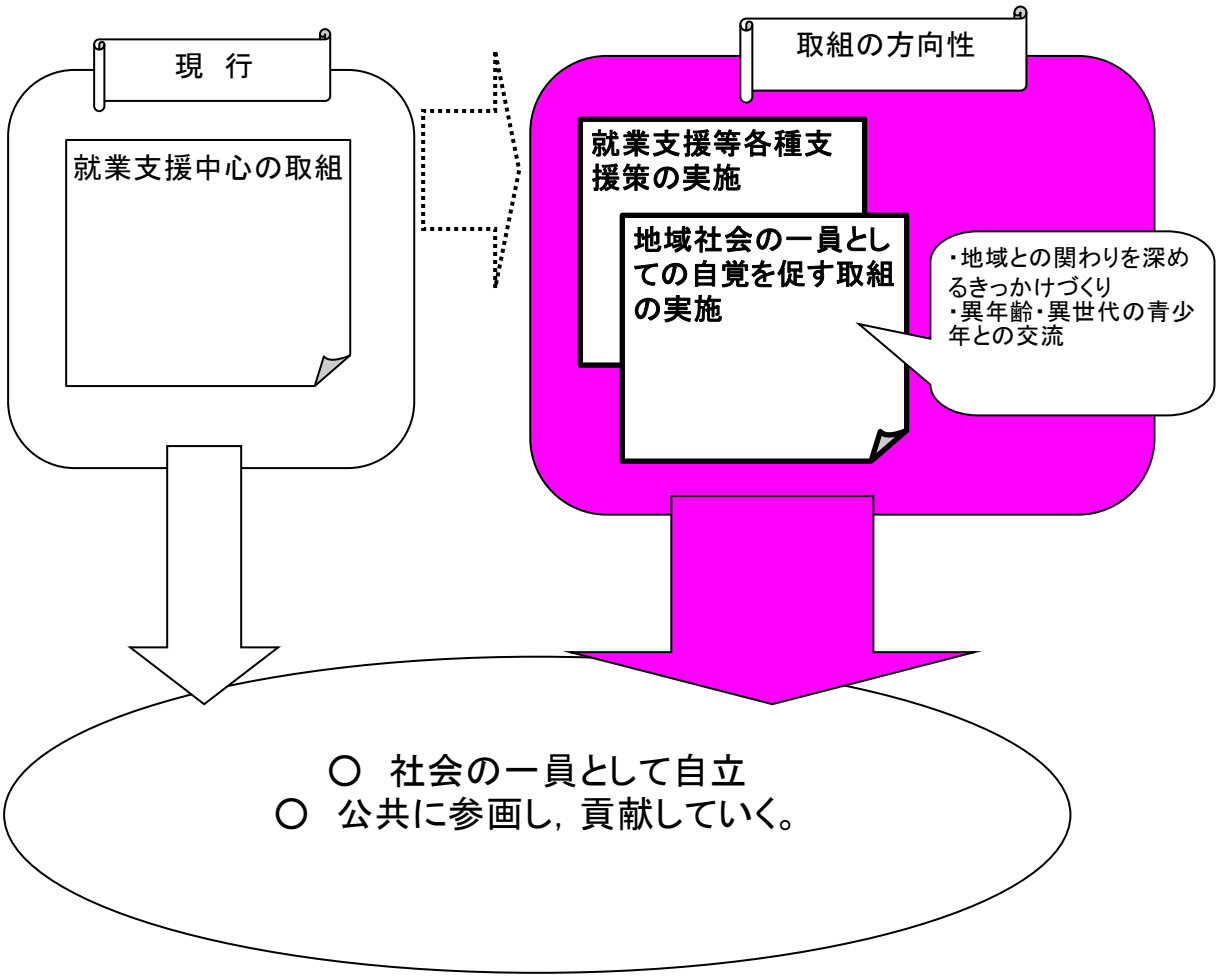
現　行
就業支援中心の取組
取組の方向性
就業支援等各種支援策の実施
地域社会の一員としての自覚を促す取組の実施
・地域との関わりを深めるきっかけづくり
・異年齢・異世代の青少年との交流
○　社会の一員として自立
○　公共に参画し，貢献していく。

（５）具体的な事業展開のまとめ

事業展開に当たり，子どもの成長段階ごとの特性を踏まえながら，社会の一員として自立するまで，一貫した流れを持ちながら事業を実施していくことが必要であり，その効果を家庭や地域の教育力の向上につなげていくためにも，家庭や地域との関わりを意識していくことが重要である。

また，事業の実施に当たっては，多様な市民サービスを提供している市の特性を活かし，各部局が業務に関連する事業を実施するほか，庁内各部が連携した取組の実施など，全庁的な取組が不可欠である。

青少年に係る事業展開の全体の考え方

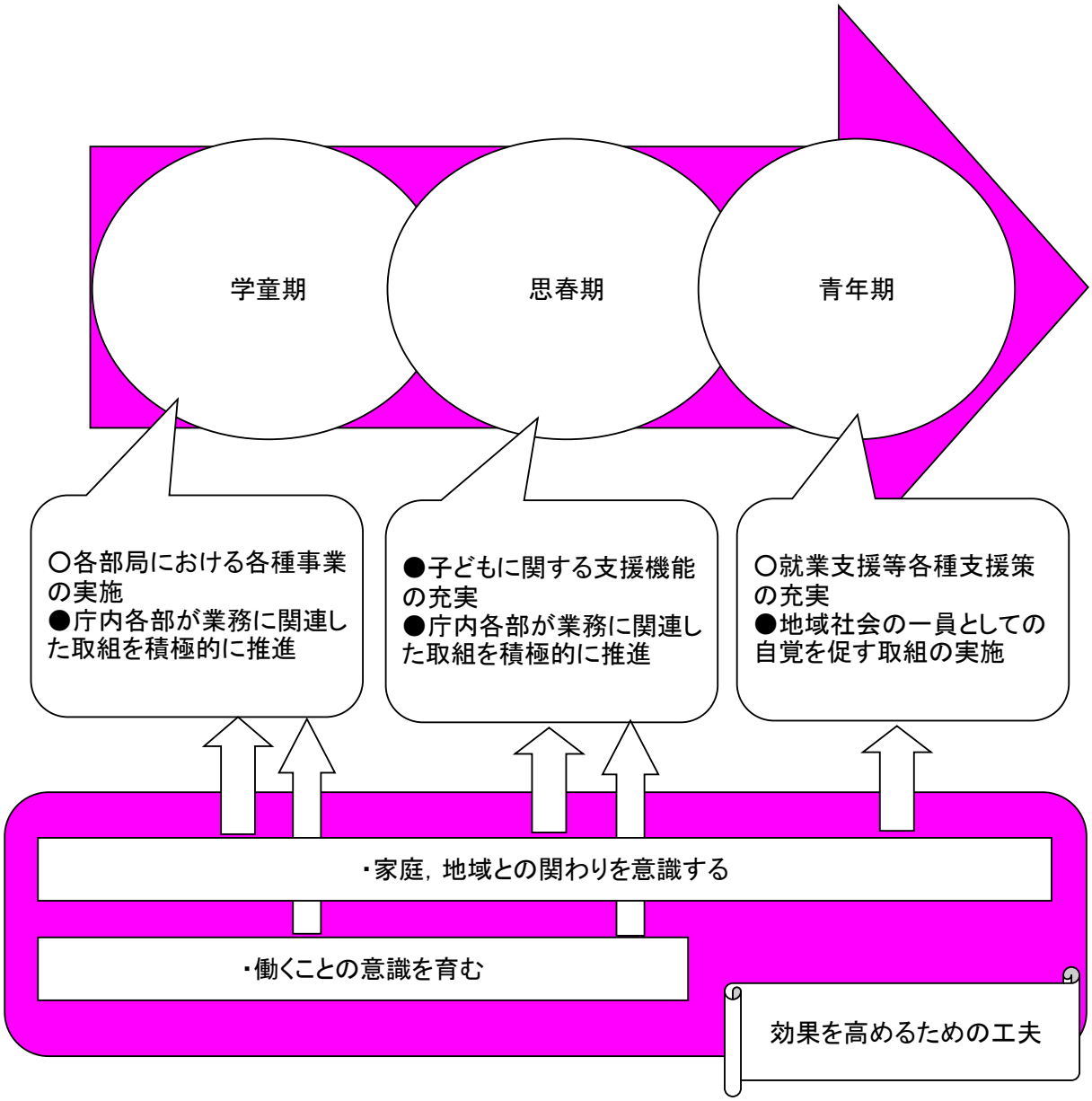

※●は，新規・拡充的要素の強い取組

５　青少年施策の推進体制

青少年施策の推進に当たっては，その効果が生じるまで中長期的な取組が必要であり，効果的に進めていくためには，その推進体制を確立することが不可欠である。

そのため，本市においては，次の体制で青少年施策を推進していく。

（１）推進体制

ア　各部局の役割分担

子育て支援部子育て支援課青少年係は,「青少年の育成に係る総合企画，調査及び調整に関すること。」を所掌していることから，基本方針の作成，進行管理，見直し等を担当し，全庁的に施策を推進する上での総合調整を担う。

各部局（子育て支援課青少年係を含む。）は，自らの事業目的との整合性を持たせながら，できるだけ基本方針に基づき事業を実施するものとする。また，市として実施するべき事業だが，各部局の事業目的にそぐわない場合は，子育て支援課青少年係が各部局と連携しながら，直接事業を実施することを検討していく。

イ　各部局間の情報共有及び調整

庁議の部会として設置している子育て支援会議（市長，副市長，関係部長），その下部組織である子育て支援会議幹事会（子育て支援部長，関係各課長）及び青少年施策に関する庁内連絡会議（所管係長，実務担当者）において，各部局間の情報共有及び調整を行う。

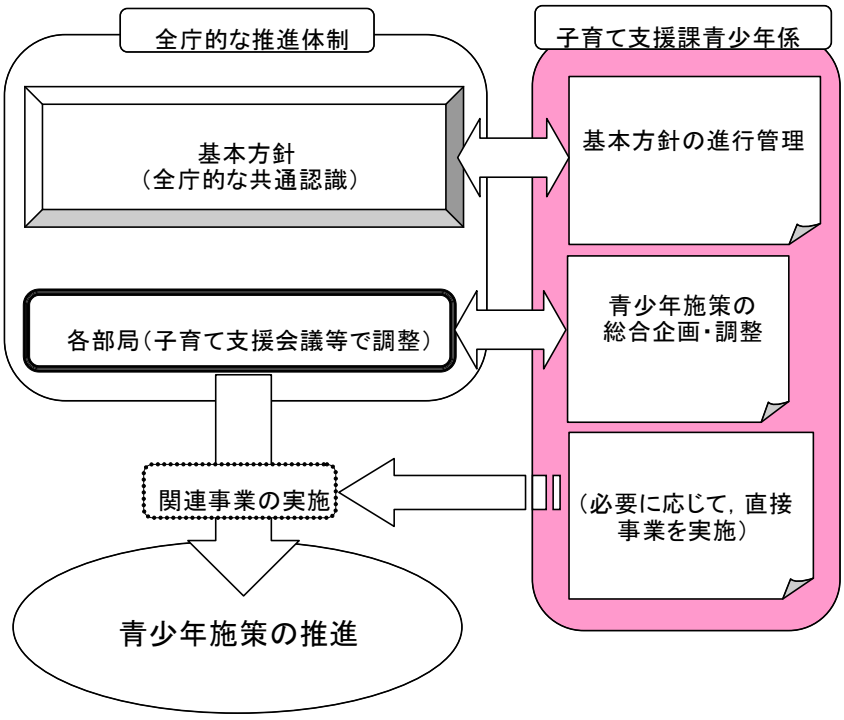

（２）進行管理

基本方針に基づく取組状況を全庁で共有し，次年度以降の取組に反映させるため，毎年度，関連事業の実施状況等について取りまとめを行う。

取りまとめを行った後，その内容を全庁で共有するとともに，市長の附属機関である「旭川市子ども・子育て審議会」に報告する。

なお，それについて，「旭川市子ども・子育て審議会」から意見等があった場合は，その情報を全庁で共有し，施策に反映するよう努めていく。

資料編（青少年の現状等）

１　青少年を取り巻く環境

（１） 青少年の数の推移

旭川市の人口は減少傾向にあり，特に０～１４歳，１５～２９歳の人口数は，２５年間でいずれも約４割減少しており，少子高齢化の進展により，全人口に占める割合も大幅に低下している。これまでの人口減少の動向を考えると，今後も人口数の減少と割合の低下が進むことが予想される。（図表１及び図表２）

（図表１　青少年の人口数・割合の推移：住民基本台帳（各年９月末））

（単位：人）

	H3	H8	H13	H18	H23	H28
0～14（人口）	62,989	54,198	47,987	44,068	41,747	38,822
0～14（割合）	17.4%	14.9%	13.2%	12.3%	11.9%	11.3%
15～29（人口）	73,962	74,841	68,752	57,848	48,888	43,341
15～29（割合）	20.5%	20.6%	18.9%	16.3%	13.9%	12.6%
全人口	361,631	364,084	363,243	358,393	352,083	343,392

（図表２　青少年の人口数・割合の推移：住民基本台帳（各年９月末））

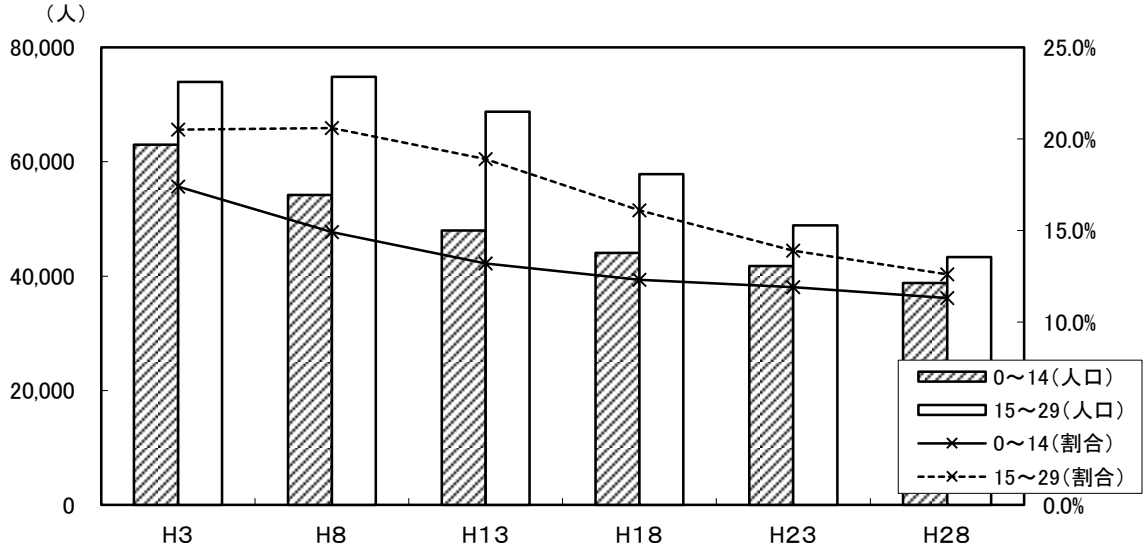

（２）家庭の教育力

平成１８年度の調査によると，約８割の親が家庭の教育力が低下していると感じている。（図表３）

なお，平成１３年度は約７割の親が低下していると感じていたことから，その割合は増加している。

（図表３　最近の教育力の低下について：平成１８年度文部科学省委託研究「家庭の教育力再生に関する調査研究」）

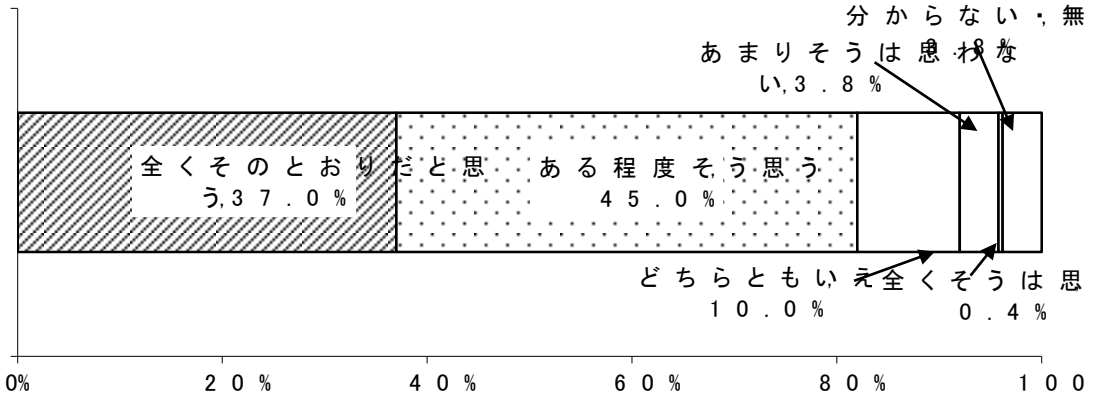

（３）地域の教育力

旭川市では，町内会加入世帯率が低下傾向にあり，国の調査によると，半数以上の大人が地域の教育力が低下していると感じている。（図表４）

（図表４　地域の教育力に対する認識：平成１７年度「地域の教育力に関する実態調査」文部科学省）

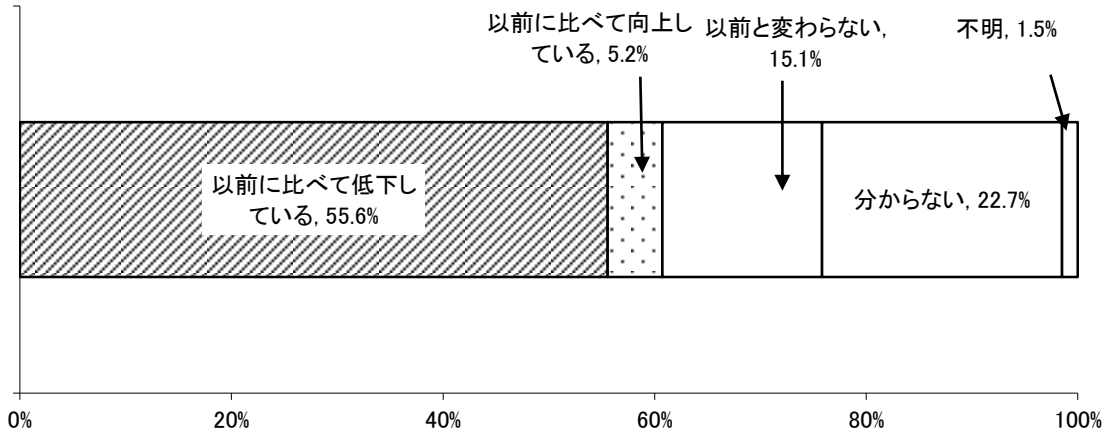

２　青少年の状況

青少年を取り巻く状況は，情報化社会の進展等のほか，大人の意識によると家庭や地域の教育力の低下が生じている状況にあり，これらの影響により，青少年の意識や過ごし方等に様々な変化が生じている。

（１）ふだんの生活について

ア　ほっとできる場所

国の調査によると，ほっとできる場所として約９割弱の小学生・中学生が「家」と答えており，平成１８年度調査時より，「家」と答えた割合が上昇（86.0%→88.6%）している。（図表５）

（図表５　ほっとできる場所：平成２６年「小学生・中学生の意識に関する調査」内閣府）

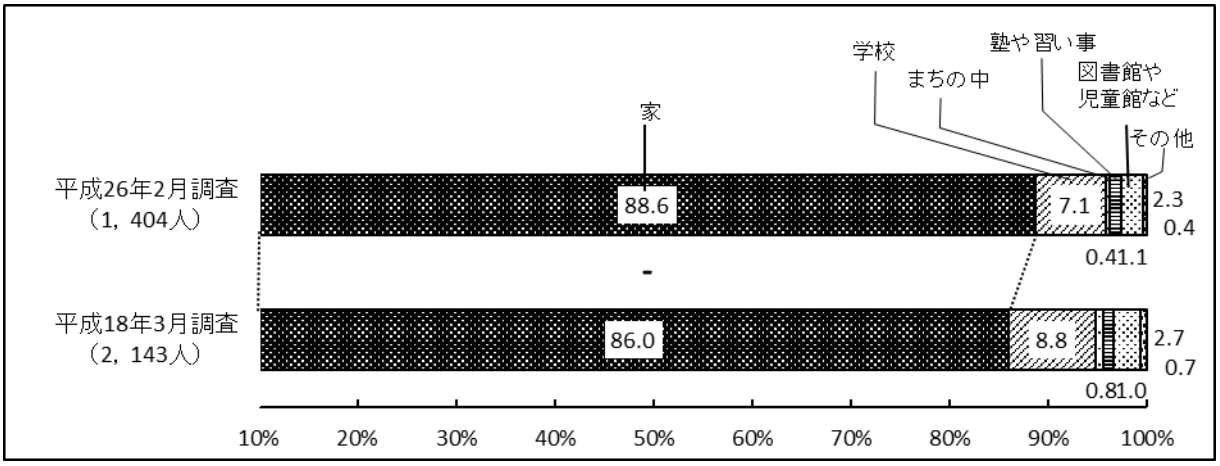

イ　家庭生活の楽しさ

自分の家庭での生活の楽しさを聞いたところ，「楽しい（計）」とする青少年の割合が 99.0%（「楽しい」（86.0%）＋「まあ楽しい」（13.0%））となっている。（図表６）

平成１８年３月調査と比較してみると，「楽しい（計）」とする小中学生の割合が上昇（97.4%→99.0%）している。

（図表６　家庭生活の楽しさ：平成２６年「小学生・中学生の意識に関する調査」内閣府）

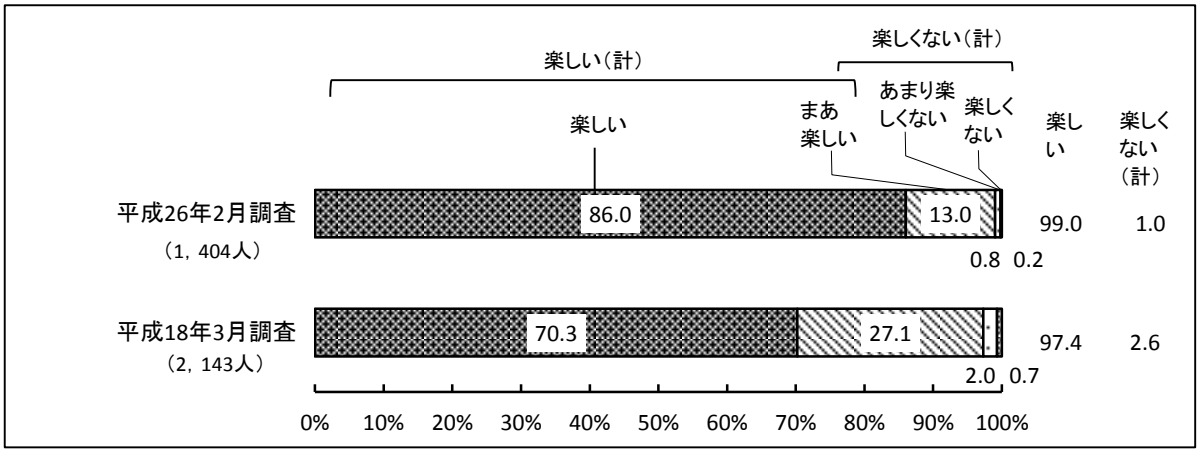

ウ　生活時間

(7) 起床時刻と就寝時刻

低年齢層はこの５年で早起きになっている。

各年齢層別で平日の平均起床時刻を比較してみると，低年齢層のほうがこの５年で起床時刻が早くなっている。また，平均就寝時刻をみると，低年齢層では就寝時刻もこの５年で早くなっている。（図表７－１）

（図表７－１　起床時刻と就寝時刻：平成２６年版「子供・若者白書」内閣府）

（1）平均起床時刻（平日）

	平成 18 年（2006 年）	平成 23 年（2011 年）
10～14 歳	6 時 44 分	6 時 38 分
15～19 歳	7 時 01 分	6 時 54 分
20～24 歳	7 時 53 分	7 時 56 分
25～29 歳	7 時 20 分	7 時 17 分

小学生（10 歳以上）	6 時 44 分	6 時 38 分
中学生	6 時 45 分	6 時 41 分
高校生	6 時 43 分	6 時 36 分
その他の在学者	7 時 59 分	7 時 55 分

（2）平均就寝時刻（平日）

	平成 18 年（2006 年）	平成 23 年（2011 年）
10～14 歳	22 時 30 分	22 時 24 分
15～19 歳	23 時 58 分	23 時 48 分
20～24 歳	0 時 31 分	0 時 31 分
25～29 歳	0 時 05 分	0 時 07 分

小学生（10 歳以上）	22 時 02 分	21 時 57 分
中学生	23 時 04 分	22 時 55 分
高校生	23 時 50 分	23 時 42 分
その他の在学者	0 時 47 分	0 時 37 分

(ｲ)　睡眠や食事，仕事や家事，自由な時間

睡眠や食事にかける時間はおおむねどの年齢層でも増加している。（図表７－２（１））

仕事や家事，学業など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動にかける時間は，２０００年代に入ってから，１０代では増加傾向にある一方，２０代では，ほぼ横ばいで推移しながら，長期的には減少傾向にある。（図表７－２（２））

これら以外で各人が自由な活動にかける時間は，２０００年代に入るまではどの年齢層でも増加してきたが，その後，１０代では減少に転じ，２０代では横ばいとなっている。（図表７－２（３））

（図表７－２　１次活動，２次活動，３次活動時間：平成２６年版「子供・若者白書」内閣府）

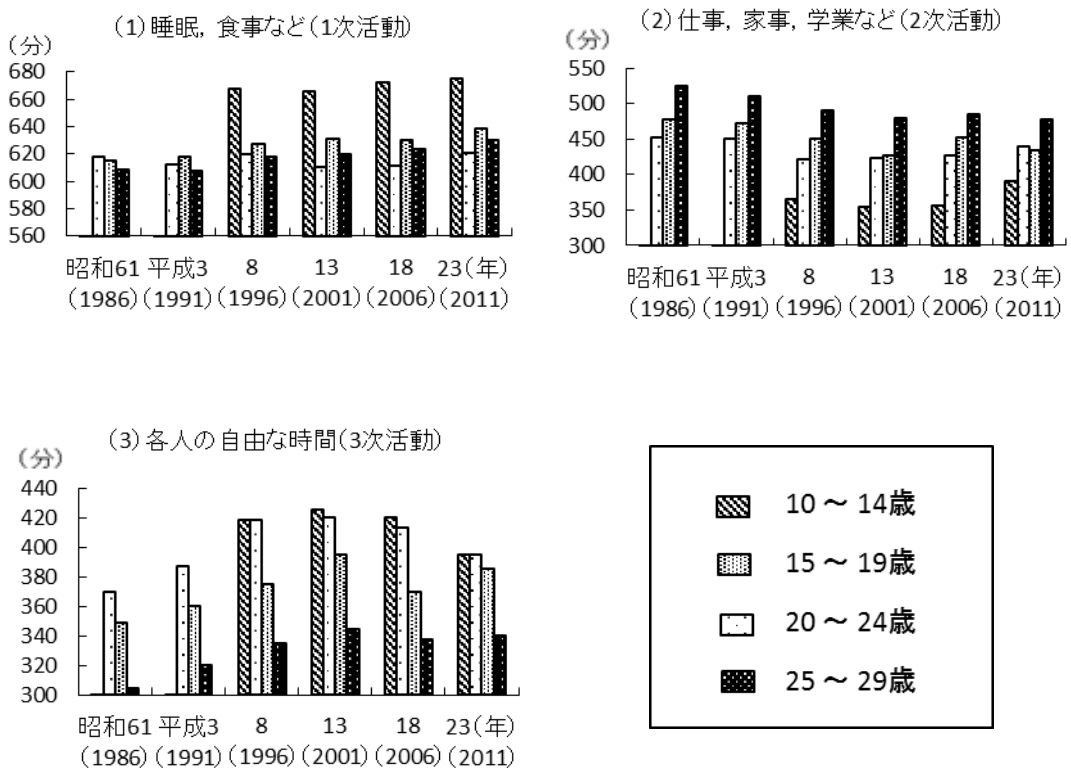

（出典）総務省「社会生活基本調査」
（注）睡眠や食事など生理的に必要な活動を１次活動，仕事や家事，学業など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を２次活動，それら以外で各人が自由に使える時間における活動を３次活動という。

エ　親とのかかわり

１週間の会話時間が父親とは５時間に満たない子どもが，母親とは１０～１９時間程度の子どもが最も多い。

１８歳未満の子どもが親とどのくらい会話しているのかをみると，１週間のうちで父親と会話する時間は，４時間以下（31.8%）が最も多い。（図表８－１（１））

１週間のうちで母親と会話する時間は，１０～１９時間（20.1%）が最も多い。１日当たりに換算すると，母親の約半数は子どもたちと１～４時間程度の会話をしていることになる。（図表８－１（２））

この背景として，仕事をしていない母親が４割を占めていることや父親の帰宅時間が遅いことが考えられる。母親のうち仕事を持っている者の多くは夕刻までに帰宅しているが，３割以上の父親は夜８時以降に帰宅しており，夜１０時以降の者も１割程度いる。（図表８－２）

（図表８－１　父母と子どもたちの会話時間（１週間当たり）（平成２１年）：平成２６年版「子供・若者白書」内閣府）

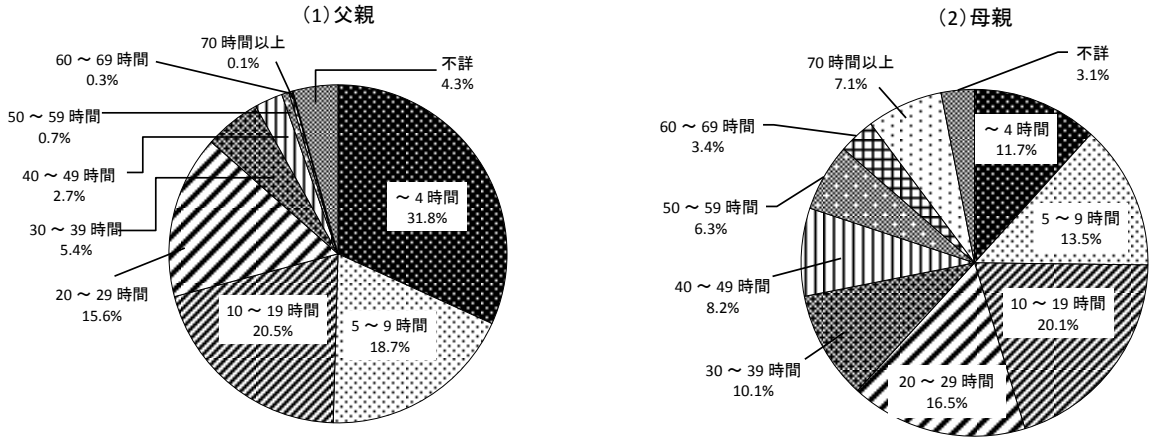

（出典）厚生労働省「全国家庭児童調査」

（図表８－２　父母の帰宅時間（平成２１年）：平成２６年版「子供・若者白書」内閣府）

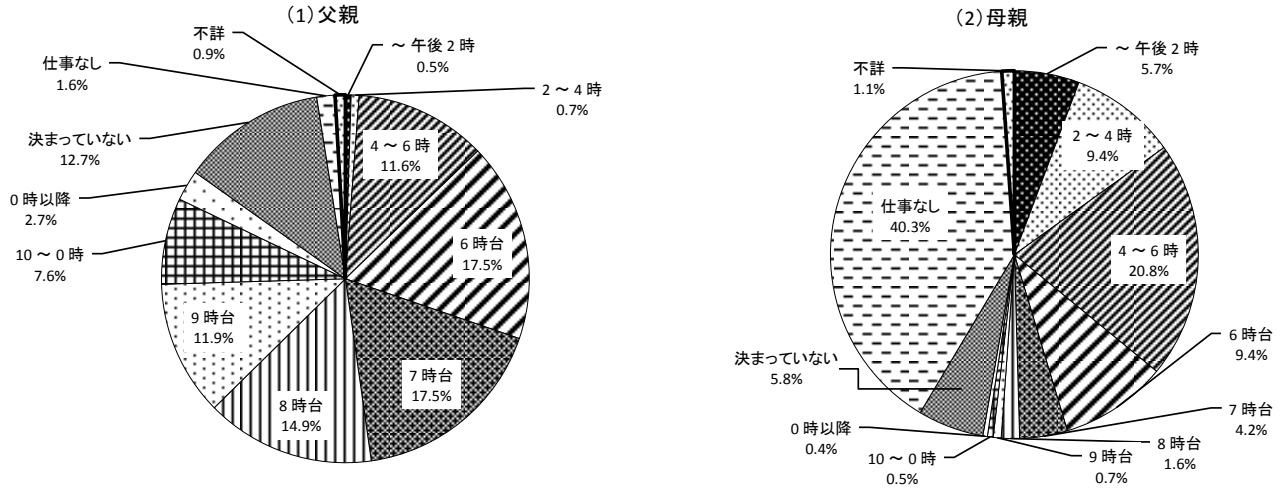

（出典）厚生労働省「全国家庭児童調査」）

オ　携帯電話やインターネットの利用

高校生の９割以上が携帯電話を所有しており，うち８割はスマートフォンとなっている。スマートフォンでインターネット利用に制限が行われているのは５割前後であり，年齢層が上がるほど，インターネット等を利用する機会が増えている。

携帯電話の所有状況をみると，小学校４～６年生の 36.6%，中学生の 51.9%，高校生の 97.2%が携帯電話を所有している。（図表９－（１））

持っている携帯電話は，小学生では機能限定や子ども向けのものが多いが，中学生・高校生ではスマートフォンの割合が大きく上昇しており，平成２５（2013）年度には，携帯電話を持っている高校生の８割以上がスマートフォンを所有している。（図表９－（２））

持ち始めた時期は中１（17.6%）が最も多く，高１（16.9%），小６（12.0%）と続いている。中学生になる前に持ち始めた者が半数弱を占めている。（図表９－（３））

携帯電話で平日１日当たり２時間以上インターネットを利用する者は，中学生・高校生で上昇しており，平成２５年にはそれぞれ 32.6%，52.2%となっている。（図表９－（４））

フィルタリングやインターネットを使えない機種・設定にするなどインターネット利用に何らかの制限が行われている者は，スマートフォン以外の携帯電話では６～７割であるが，スマートフォンでは５割前後となっている。（図表９－（５））

（図表９　携帯電話（PHS・スマートフォンを含む）の利用状況：平成２６年版「子供・若者白書」内閣府）

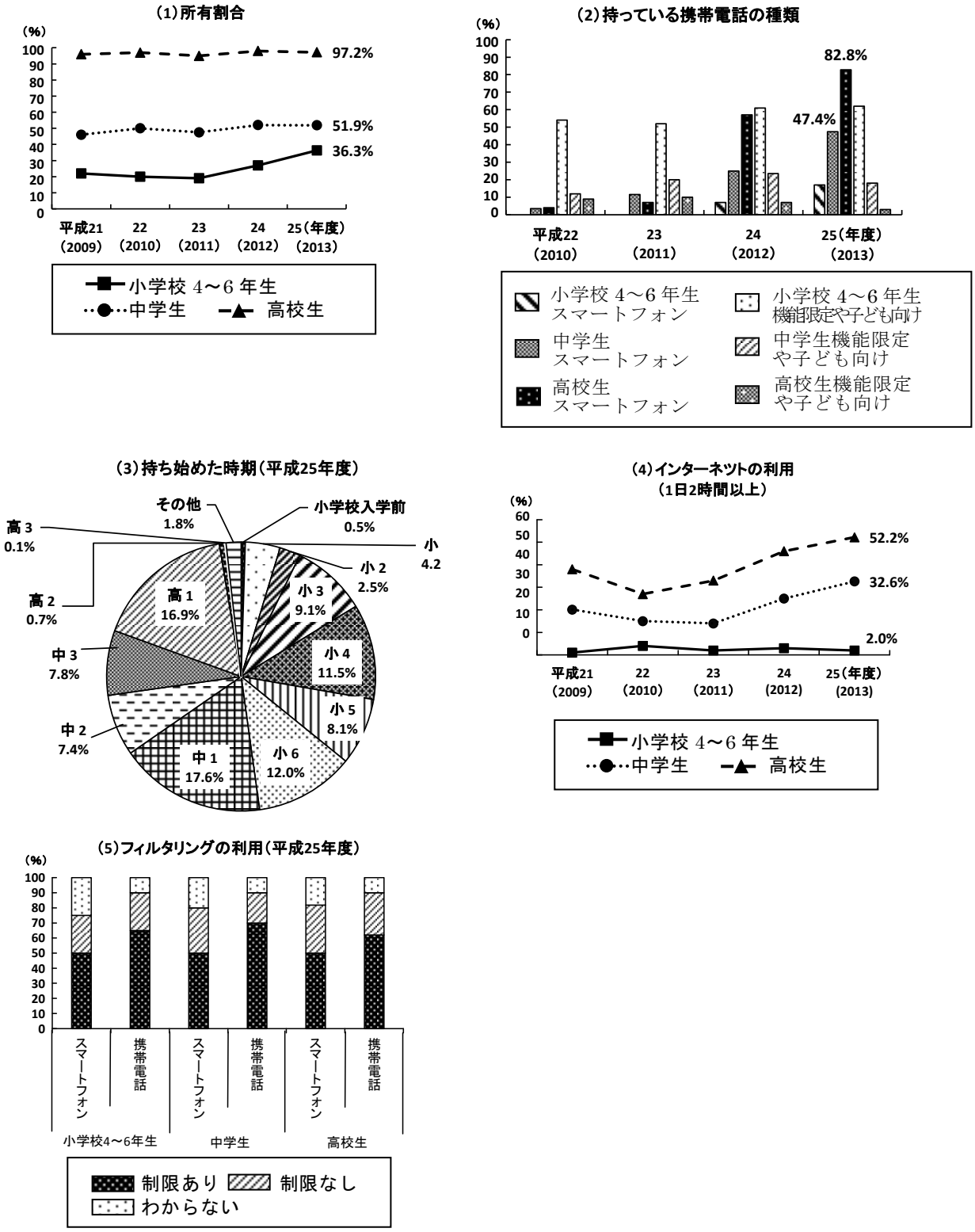

（出典）内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
（注）1. (1)の所有割合は，自分専用と家族と一緒に使っているものの合計。
2. (2)において，機能限定スマートフォンや子ども向けスマートフォンは割合がわずかであるため，含まれていない。
3. (5)において，「制限あり」とはフィルタリングを「使っている」又は「機能・設定による制限」があるという回答の，「制限なし」はフィルタリングを「使っていない」かつ「機能・設定による制限」がないという回答の割合。
4. (5)以外は 10 歳から 17 歳までの者に対する調査の，(5)はそれらの者と同居する保護者に対する調査の結果。

（２） 友達付き合いや地域とのかかわり

ア　友達付き合いについて

友達付き合いについて聞いたところ，「何でも話せる友達がいる」を挙げた者の割合は９割と最も高く，「あてはまるものはない」の項目を除き「友達とのつきあいが，めんどうくさいと感じることがある」を挙げた者の割合は，約２割と最も低くなっている。（複数回答）

平成１８年３月調査と比較してみると，「あてはまるものはない」以外の全ての項目で上昇している。（図表 10）

（図表 10　友達付き合いについて：平成２６年「小学生・中学生の意識に関する調査」内閣府）

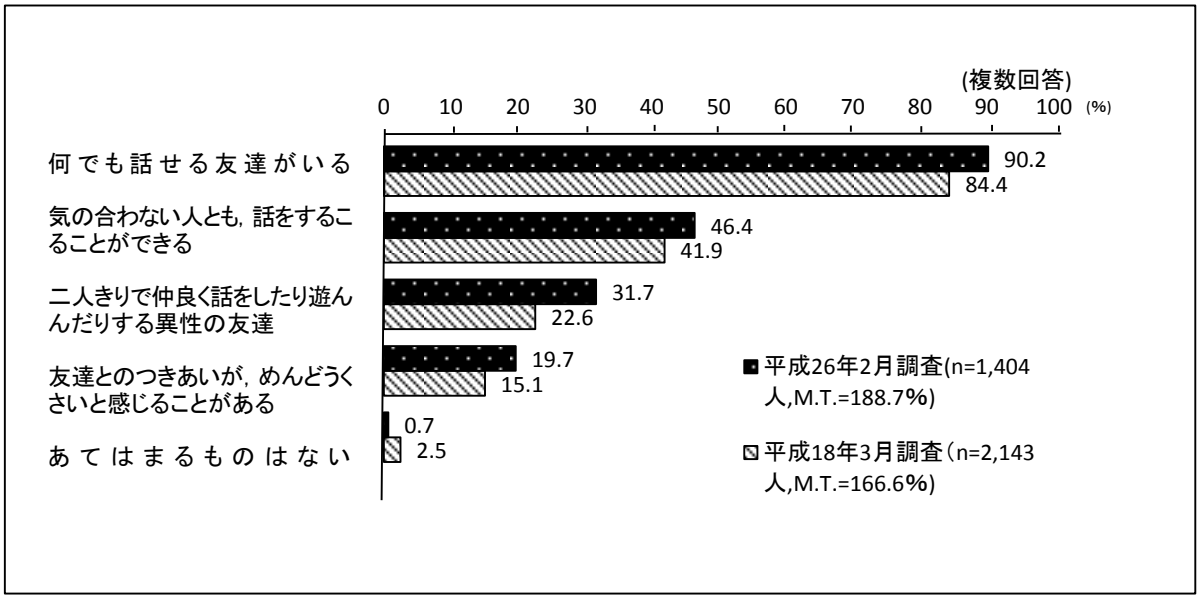

イ　今住んでいる町の評価

今住んでいる町や村が好きか聞いたところ，「好き（計）」とする者の割合が99.0%（「好き」（86.0%）＋「まあ好き」（13.0%）），「好きではない（計）」とする者の割合が 1.0%（「あまり好きではない」（0.8%）＋「好きではない」（0.2%））となっている。

平成１８年３月調査と比較してみると，「好き（計）」とする者の割合が上昇（97.4%→99.0%）している。（図表 11）

（図表 11　今住んでいる町の評価：平成２６年「小学生・中学生の意識に関する調査」内閣府）

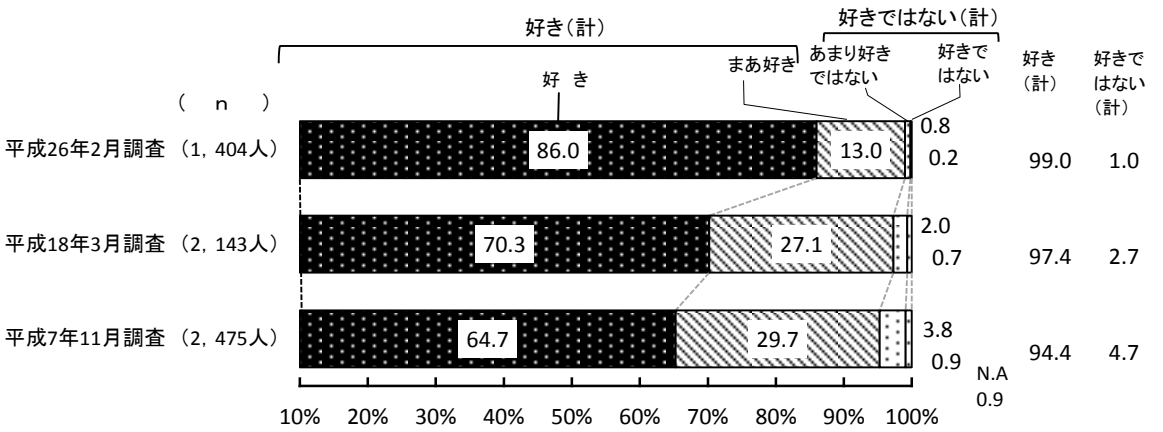

（注） 平成7年11月調査では，選択肢が「好き」，「まあ好きである」，「あまり好きではない」，「嫌いである」となっている。

ウ　様々な活動の参加意向

様々な活動についての参加意向を聞いたところ，「自然や環境を守る活動をすること」を挙げた者の割合が約５割と最も多く，「一つもない」の項目を除き，「困っている外国に行って援助活動をすること」を挙げた者の割合が最も低くなっている。（複数回答，上位５項目）

平成１８年３月調査と比較してみると，「地域の人たちとスポーツなどで親しく交流すること」を挙げた者の割合が上昇（48.0%→51.8%）している。（図表 12）

（図表 12　様々な活動の参加意向：平成２６年「小学生・中学生の意識に関する調査」内閣府）

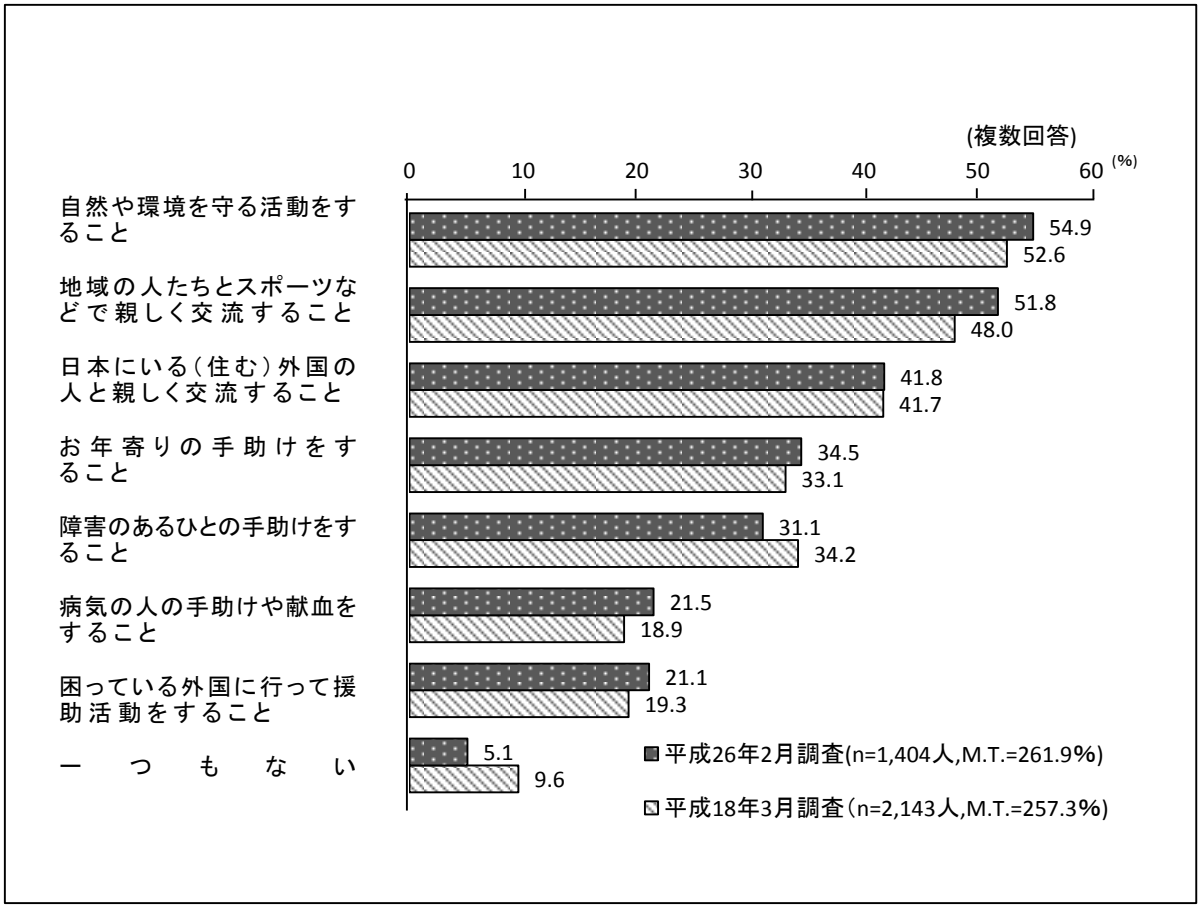

（３） 意識

ア　幸せ感

今，幸せだと思うかどうかの状況をみると，小学校５～６年生，中学生・高校生のいずれでも幸せだと思うとする者の割合は，平成１６（2004）年と比べ平成２１（2009）年では上昇している。小学校５～６年生の約８割，中学生の約７割強，高校生等の約７割が幸せだと思うとしている。（図表 13）

（図表 13　幸せ感（幸せだと思う者の割合）
：平成２６年版「子供・若者白書」内閣府）

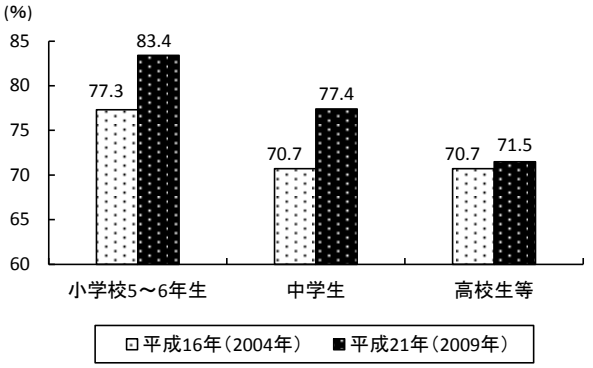

（出典）厚生労働省「全国家庭児童調査」
（注）1.高校生等とは，高校生と，各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒の合計。
2.ここでいう幸せだと思う者は，「今，幸せだと思うか」との問いに対し「とても幸せだと思う」「やや幸せだと思う」と回答した者の合計。

イ　不安や悩み

不安や悩みを抱えている小学校５～６年生，中学生，高校生の割合は，平成 16（2004）年と比べ平成２１（2009）年は上昇している。小学校５～６年生の約７割，中学生の約８割，高校生の約８割が何らかの不安や悩みを抱えている。（図表 14－（１））

不安や悩みの内容をみると，いずれの年齢層でも「勉強や進路」が最も多いが，特に中学生と高校生でその割合が高くなっている。（図表 14－（２））

（図表 14　不安や悩み：平成２６年版「子供・若者白書」内閣府）

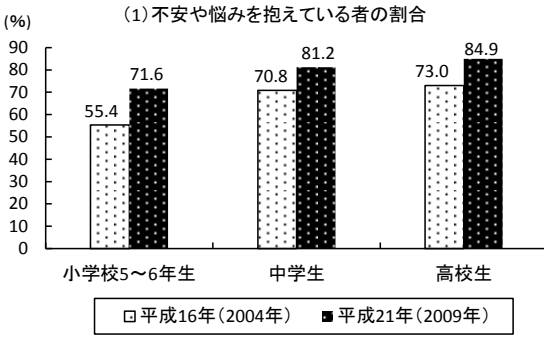

（出典）厚生労働省「全国家庭児童調査」
（注） 高校生等とは，高校生と，各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒の合計。

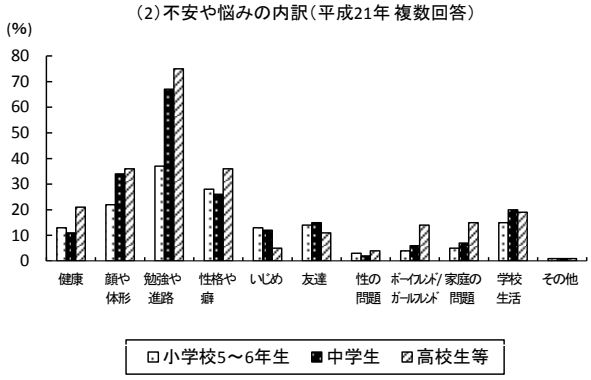

（４）体力・運動能力

国の調査によると，親の世代（約４０年前）と小学校６年生の体力・運動能力を比較すると，身長や体重など体格は向上しているが，体力・運動能力は男子５０ｍ走を除き低下している（図表 15）。

（図表 15　親の世代との体力・運動能力の比較：「体力・運動能力調査」文部科学省）

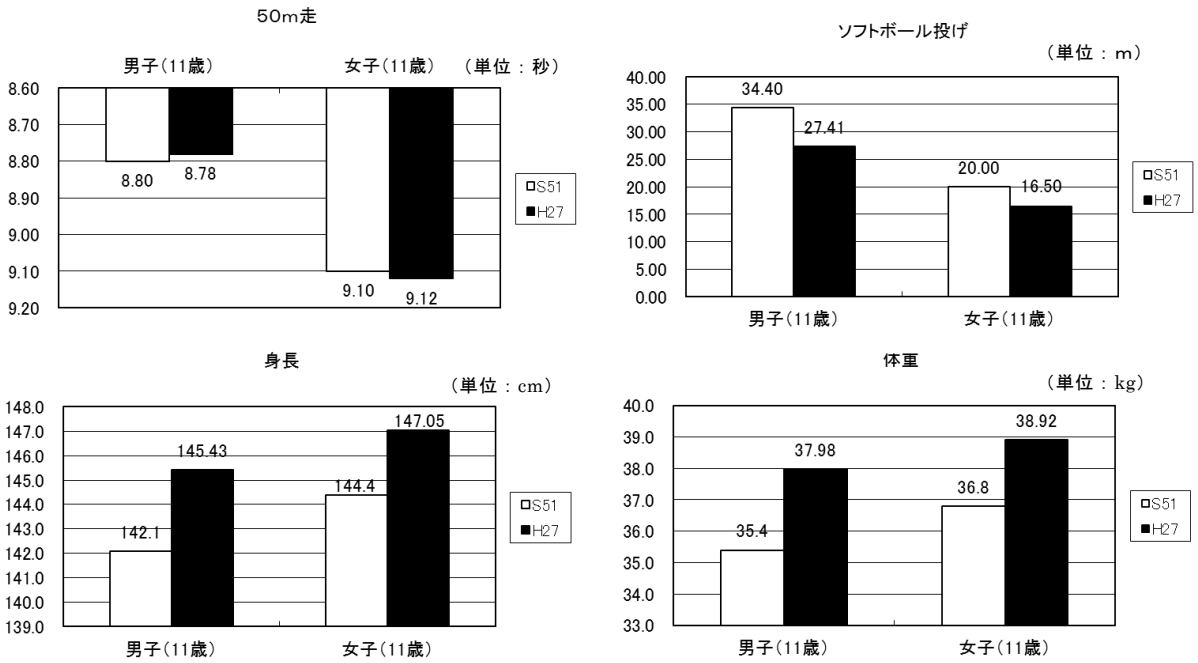

（５）青少年の非行等

旭川市内の刑法犯少年は，１４歳未満の割合を見ると，以前（平成１７年～２１年)は増加の一途をたどっていたが,平成２１年から同２３年は減少傾向に転じた。その後，平成２５年は再び増加傾向に転じたが，平成２６年以降は，平成２２～平成２４年と同水準となっている。(図表 16，図表 17)。

（図表 16　刑法犯少年の年齢別補導状況：旭川市統計書（旭川中央警察署・旭川東警察署管内）

（単位:人）

	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年
14 歳未満	76	40	35	35	49	45	34
14 歳	47	26	17	12	18	32	11
15 歳	35	26	28	24	20	36	28
16 歳	38	32	28	29	21	30	23
17 歳	33	26	39	29	14	30	18
18 歳	23	6	17	11	8	23	9
19 歳	18	10	9	13	10	10	13
合計	270	166	173	153	140	206	136

（図表 17　刑法犯少年のうち１４歳未満の占める割合の推移）

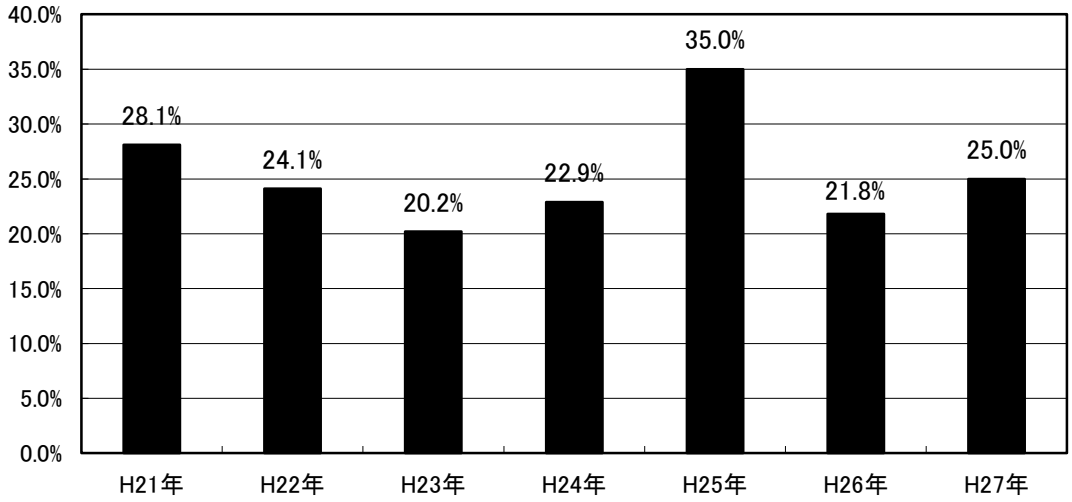

３　新規高校卒業者の就職状況

旭川公共職業安定所管内の状況は，平成２３年度以降，求人数と管内求人倍率について，いずれも増加傾向が続いている。（図表 18）

また，就職内定率についても，平成２３年度以降増加傾向にあり，平成２８年度は，９８．７％となっている。（図表 19）

（図表 18　新規高校卒業者に係る求人数，求職者数，有効求人倍率の推移：旭川公共職業安定所　各年度３月末）

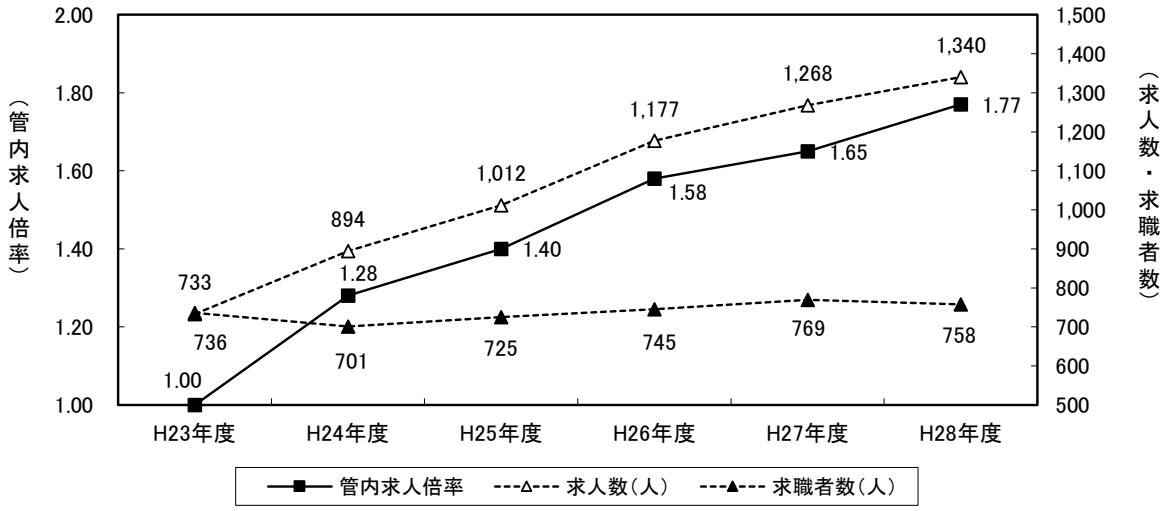

（図表 19　新規高校卒業者の就職内定率の推移：旭川公共職業安定所　各年度３月末）

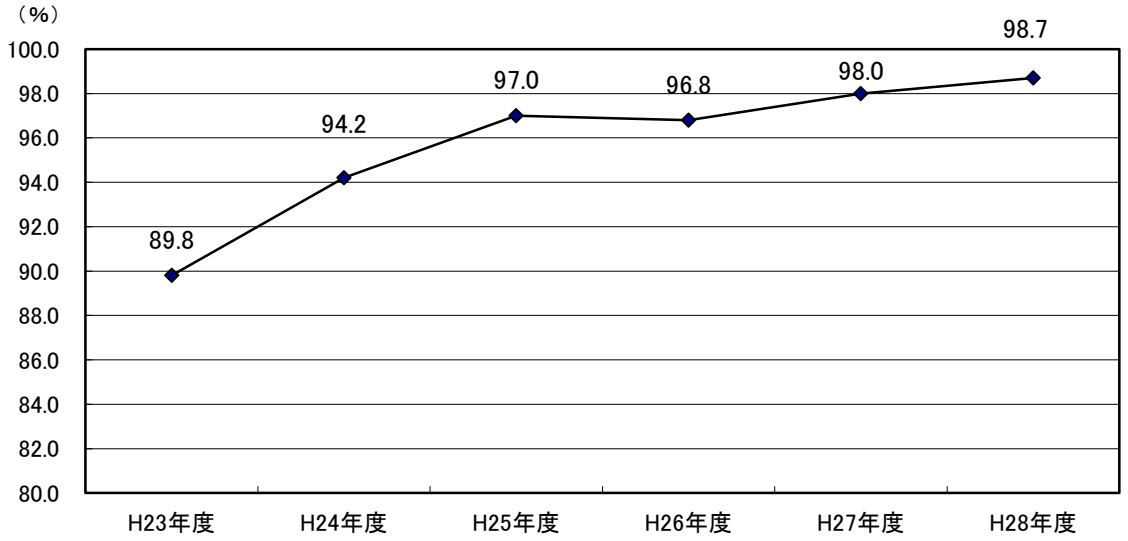

４　子どもや子育てに係る各種相談件数の状況

児童虐待など養護相談等に対応する家庭児童相談については，増減を繰り返しており，平成２４年度の３，４４１件をピークに，平成２７年度は２，９８５件に減少している。また，ひとり親家庭相談は，平成２４年度まで増加傾向にあったものの，同年度の３，２７１件をピークに減少傾向に転じている。

不登校・いじめ相談は，平成２５年度まで増加傾向であったが，その後は減少傾向に転じた。一方，発達支援相談は平成２５年度までは減少傾向であったが，その後は増加している。（図表 20）

（図表 20　子どもや子育てに係る各種相談件数の状況）

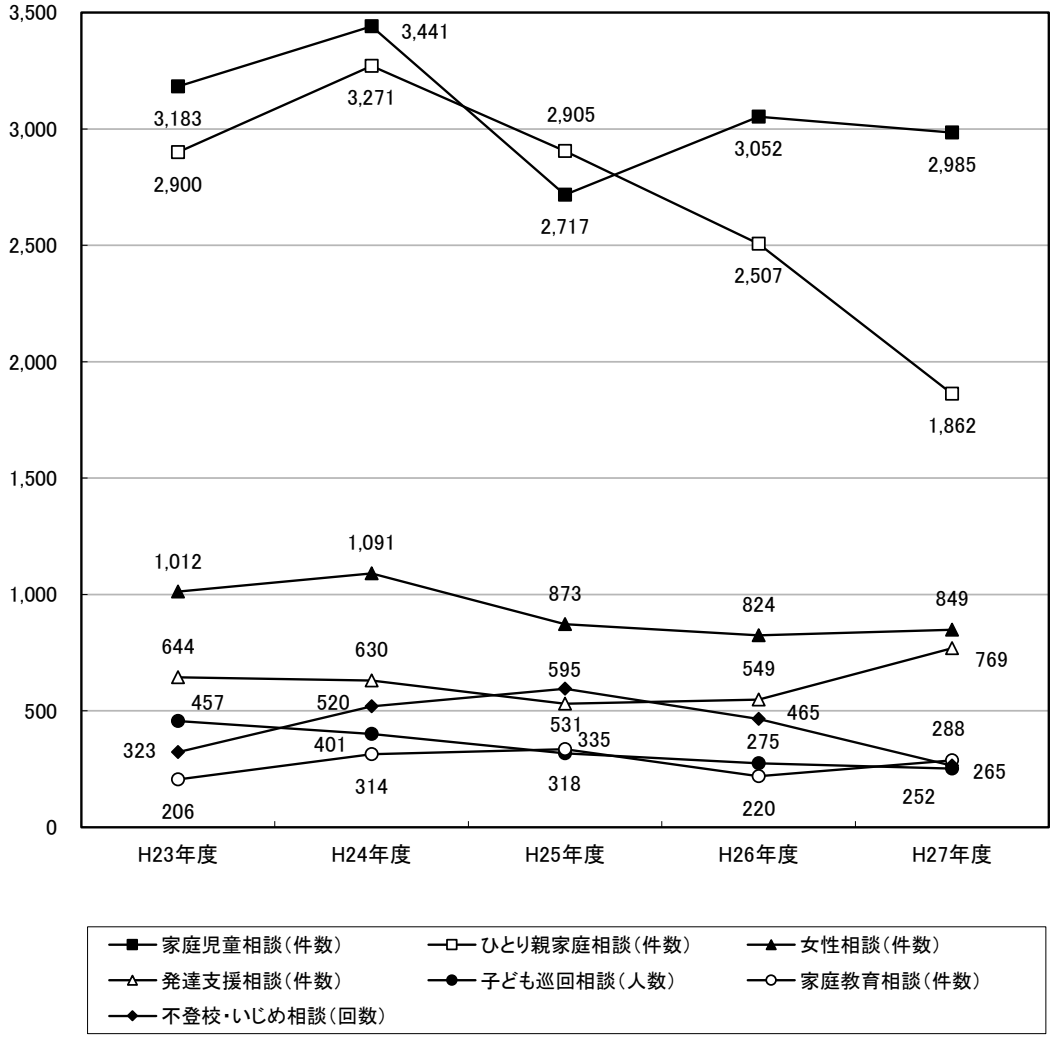

５　子どもの貧困

国の統計では，子どもの貧困率は，平成９年頃からおおむね上昇傾向にあり，平成２４年には１６．３％となったが，平成２８年には１３．９％に改善された。しかし，おおよそ７人に１人が貧困の悩みを抱えている状況であり，国においては，そうした子どもの貧困対策を総合的に推進するため，「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し，教育支援や生活支援，経済的支援などの取り組みを進めている。

本市においては，その実態が必ずしも十分に把握されている状況ではないが，今後はそうした子どもたちを支援する取組を進めることが期待される。

（図表 21　子どもの貧困率：平成２８年「国民生活基礎調査」厚生労働省）

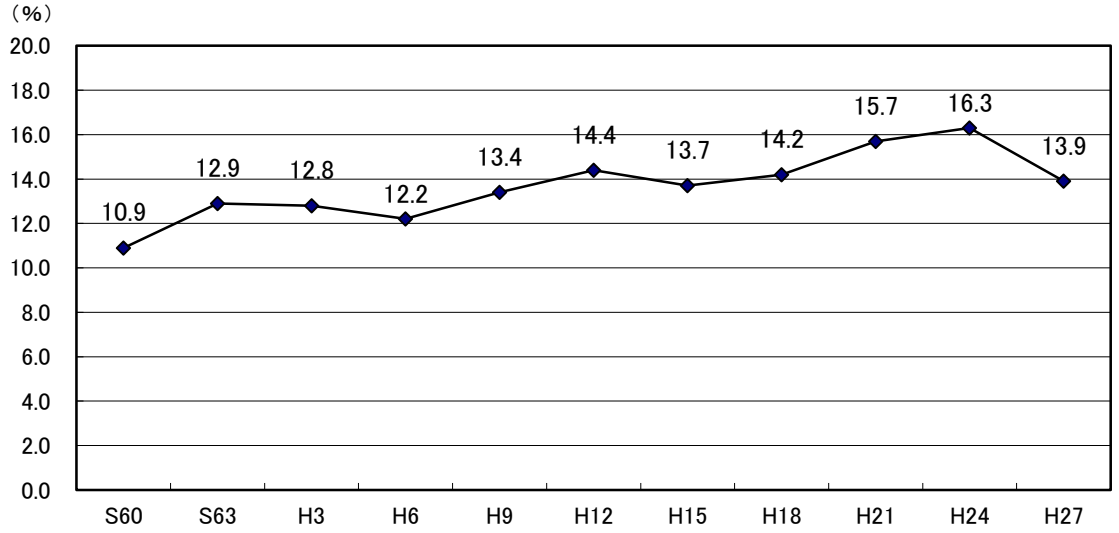

６　各部局で実施している主な青少年向け事業（平成２８年度）

分野	事業名	事業概要	対象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
科学・ものづくり	親子木工体験教室	市民に旭川家具を知ってもらい木工業に親しんでもらうために親子木工教室を開催する。	○				工芸センター
	キッズフェスタinサマー	夏休み期間中，子ども達に様々な体験活動の場を提供する。（魚拓，陶芸，自由工作，食品サンプル等）	○				公民館事業課（中央）
	ウィンターキッズフェスタ	冬休み期間中，子ども達に様々な体験活動の場を提供する。（クラフトバンド，自由工作等）	○				公民館事業課（中央）
	夏休み楽しい工芸室	ものづくり体験の場を提供（スノードーム作り）	○				公民館事業課（永山）
	冬休みものづくり教室	ものづくり体験の場を提供（切り絵）	○				公民館事業課（永山）
	親子陶芸教室	陶芸づくりを通して，親子のふれあいを深める。	○				公民館事業課（永山）
	夏休み体験教室	小学校の夏休みを利用して，科学の実験等を行う。	○				公民館事業課（東旭川）
	土曜日に集まろう	学校週五日制の土曜日を活用し，工作教室等を行う。	○				公民館事業課（東旭川）
	夏休みキッズ公民館	小学校の夏休み期間にあわせて，「紙飛行機を作って飛ばそう！」を実施	○				公民館事業課（神楽）
	冬休みキッズ公民館	小学校の冬休み期間にあわせて，古切手を使った切手アート作りを実施	○				公民館事業課（神楽）
	作って遊ぼう体験教室	ペットボトル風車や紙飛行機作りを通じて自分で作った物で遊ぶ楽しさを実感する。また，指導に当たる百寿大学生との交流から，高齢者の知識や気配り，積極的な姿勢を学ぶ。	○				公民館事業課（末広）
	夏休み体験学習	自宅の牛乳パックから手すき葉書を作る体験を通じてリサイクルや森林資源の重要性について考える。紙の生産工程についても学習し，ゴミの分別についても認識を深めた。	○				公民館事業課（末広）
	冬休み体験学習	天然素材であるみつろうを材料としてキャンドル作りを体験することで，電気や地球環境の大切さについて学習する。	○				公民館事業課（末広）
	エコせっけん作り	環境部環境政策課職員指導によりエコせっけん作りを実施	○				公民館事業課（東鷹栖）
	キッズチャレンジ教室	陶芸体験やLEDあんどん作成を実施	○				公民館事業課（神居）
	青少年自主企画講座「ぞうけい教室」	小学生を対象とし，様々な材料を用いて造形活動を実施する。	○				公民館事業課（北星）
	夏休みこども公民館	創作活動の楽しさを体験するとともに，学年の違いや校区を越えた子ども同士の交流の機会とし，社会性や自主性，創造性を育む。	○				公民館事業課（新旭川）
	冬休みこども公民館	創作活動の楽しさを体験するとともに，学年の違いや校区を越えた子ども同士の交流の機会とし，社会性や自主性，創造性を育む。	○				公民館事業課（新旭川）
	夏休み親子陶芸教室	親子で皿などの器造りを体験	○				公民館事業課（愛宕）
	夏休み子ども教室	工作教室等を実施	○				公民館事業課（愛宕）
	親子ふれあい陶芸教室	小学生と保護者が陶器を手作りし，陶芸の楽しさを体験する。	○				公民館事業課（東光）
	親子陶芸教室	親子が一緒になって陶芸を体験する中で，作品を作る喜びを感じ，作品を使う喜びを味わえる機会を設け，これを通じて家族の会話が進むことを目的に陶芸教室を実施	○				公民館事業課（春光台）
	親子工作教室	親子が一緒になって工作をする中で，作品を作る喜びを感じ，作品を使う喜びを味わえる機会を設け，これを通じて家族の会話が進むことを目的に工作教室を実施	○				公民館事業課（春光台）

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
科学・ものづくり	理科クラブ	学校では行わない独自の実験実習や自然観察体験を通じ，自然科学に対する驚きや楽しさを伝える。	○				科学館
	科学工作クラブ	「ものづくりは遊びから」を基本に，各時期種工具の使い方や加工方法，材料の基礎知識を学び，作ったあとも楽しく遊べる作品などを作る。	○				科学館
	親子でチャレンジ！わくわく実験室	暮らしや自然の中の不思議について，実験実習を通じて親子で学び，科学への興味・関心を育む。	○				科学館
	こども科学博士	小学校低学年とその保護者を対象に，暮らしや自然の中の不思議について簡単な実験実習を行い，科学への興味・関心を育む。	○				科学館
	親子でつくる木の工作室	科学的な思考を取り入れた木工作を親子で体験し，ものづくりの基本や道具の使い方を学ぶ。	○				科学館
	あさひかわ産品体験ツアー	元の「ものづくり」企業や製品について子供達に触れていただき，愛着を持ってもらうことを目的に，小・中学生を対象とした地元企業の工場見学を夏と冬の2回実施	○	○			産業振興課
	親子ふれあい陶芸教室	親子共に陶芸制作を通じ，親子のふれあいを一層深めることを趣旨として，専門家から学ぶことにより，芸術への興味関心を高める。	○	○			公民館事業課（江丹別）
	春休み子ども講座	メディカルアロマ体験会（ルームスプレー＆ハンドクリーム作り）	○	○			公民館事業課（西神楽）
	キャンドルのタベ	小・中学生を対象に，異年齢で交流することで協調性を身につけ，友達を大切にする心を育てるためのイベントを実施	○	○			公民館事業課（春光台）
	理科・工作クラブ（実験・工作クラブ）（実験・電子工作クラブ）	理科実験や自然観察及び機械実験等を通じて科学的な考え方を養うとともに，原理や仕組みを理解しながら，道具や機械の使い方，技術を身に付け，自ら考え，創造することのできる力を育む。	○	○			科学館
	旭川少年小女発明クラブ	子どもたちの科学に対する興味や関心を喚起し，工作活動を通じて自ら考え創作する意欲や科学的創意の芽を育む。	○	○			科学館
	夏・冬休み理科実験マスター教室	高学年向けに，学校の授業で取り上げられる実験を更に発展させた内容で理科実験教室を実施し，単元への理解を深めるとともに，夏・冬休みの自由研究等にも活用できるテーマを提供する。	○	○			科学館
	地学体験学習 有孔虫の化石を取りだそう！	500万年前の泥岩から水洗いで有孔虫を抽出し，固定した後，実体顕微鏡で観察する本格的な標本づくり	○	○			科学館
	デジタル工房	パソコンを活用したものづくりを通して，科学の基本原理や情報技術を楽しみながら学ぶ。	○	○			科学館
	夏・冬休み自由工房 パソコンを活用しよう	パソコンを使用したものづくり	○	○			科学館
	夏・冬休み自由工房 とんとん教室	木工作の基本となる道具の使い方を学ぶ。	○	○			科学館
	夏・冬休み自由工房 かんたん電子工作	簡単な電気メカ・電子工作を通して電気・電子工作の基本である工具の使い方を学ぶ。	○	○			科学館
	キッズ電子工作	電子工作が初めての子どもを対象に，ものづくりの基本となる道具の使い方や，簡単な工作や実習を通して工作の楽しさを感じてもらい，ものづくりに興味関心を持ってもらう。	○	○			科学館
	春・夏・冬休みかんたん実験工作室	学校の休み期間に科学館を訪れた子ども達が実験や工作を体験し，気軽に科学に触れる機会を提供する。	○	○			科学館

分野	事業名	事業概要	対象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
科学・ものづくり	ミニマイコンカー教室	ミニマイコンカー製作や競技を通して，創意工夫することやもの作りの大切さを知ってもらうとともに，最新のマイコン技術に触れてもらう。	○	○			科学館
	科学の夢の図画コンクール	次代を担う子どもたちが，科学の夢に関する絵画を自由な発想で楽しく表現することで，科学的な探求心と想像力の伸長を図り，科学に対する親近感を助長させることを目的とする。	○	○			科学館
	上川地方青少年発明くふう作品展	青少年の科学する心を養うため，創意工夫に関する高揚を図り，総合開発の基礎作りと青少年の健全な育成に寄与する。	○	○			科学館
	ものづくりサマーキャンプ	地元製造業の理解を深め，企業活動の一端を知ってもらい，就業意識の醸成を図ることを目的に地元ものづくり企業の工場見学や木工・機械関連の製作体験を実施した。			○		産業振興課 工芸センター
	旭川工芸技術等継承事業市民向け講習会	市内の家具工場など木製品製造業の製造現場を見学し，作業体験や職人の製品に対する思いを聞くことをとおし，地場産業の理解を深める。	○	○	○	○	工芸センター
	サイエンス講演	小学生以上を対象とした科学講演会を実施することで，より一層関心をもってもらう。	○	○	○	○	科学館
	サタデーサイエンスひろば	土曜日の午後に来館した子どもたちが科学を楽しみ，興味を持ってもらうため，公開実験ショーを行う。	○	○	○	○	科学館
宇宙・天文	星・宇宙クラブ	季節の星座や，その時々に見える天体の解説を行い，科学館の大型望遠鏡を使って観測，自分の目で実物の天体をみることで宇宙の偉大さや美しさを体験する。	○	○			科学館
	「宇宙の日」関連行事	「宇宙の日」記念行事として「『宇宙の日』全国小・中学生作文・絵画コンテスト」（一般財団法人日本宇宙フォーラム主催）に応募する作品を募集し，全国展に出品する。	○	○			科学館
	親子天文博士	天文台やプラネタリウムなどの天文施設を利用して，親子で楽しく天文知識や観測方法などを学ぶ。	○	○			科学館
	夏・冬休み天文教室	天体望遠鏡の製作を通して，原理や仕組みを学び天文への興味と関心を育む。	○	○			科学館
自然体験・環境	環境学習バスツアー	自然体験・環境教育を通じ，生物多様性等の環境問題に関する意識の向上を図るため，市内に居住する小学生を対象とした環境学習バスツアーを実施	○				環境政策課
	花フェスタ2017旭川「ぼくの，わたしのコンテナガーデン」	市内の小学校を対象に「花を通じた学習システム」として，子供達に花を育ててもらい，そのコンテナと，花を育てて感じたことなどをまとめた「花新聞」を装飾，展示する。	○				公園みどり課
	子どもの水辺体験学習会	主に小学生を対象とした「水質・水生生物調査」「河川緑地の清掃」「防災教室」「環境ワークショップ」等々の学習会の他、親子を対象とした「川下りと安全講習」などの親水イベントの開催	○				公園みどり課
	サケの稚魚放流会	子ども達が水辺の環境や生き物などに関心を持つきっかけになるよう，旭川市内にも遡上しているシロザケの稚魚の放流会を実施	○				公園みどり課
	かむい遊びの学校	子どもには，人々とのふれあいや遊びにより，自由で豊かな体験の中で生きられるような環境づくりが必要である。子どもが遊ぶ姿を呼び戻すため，子どもが元気に走り回れるようなゲーム等を実施した。	○				神居支所
	ふゆハイキングin見本林	冬の見本林をスノーシューで散策し，樹木の測量体験や小動物の観察を行う。	○				公民館事業課

分野	事業名	事業概要	対象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
自然体験・環境	親子ふれあい体験学校	農業体験や牧場見学，豆腐作りなどを通して，親子のふれあいを深める。	○				公民館事業課（新旭川）（永山）
	虫の学校	身近な生き物である昆虫について学び，豊かな自然にふれるための講座を開催することにより，青少年の健全育成を促進する。また昆虫採集や標本作りなどを共同で体験することにより，親子のコミュニケーションの活性化を図る。	○				公民館事業課（神楽）
	子どもゆきだるまづくり	雪像づくりを実施	○				公民館事業課（西神楽）
	千代ヶ岡分館事業	「親子キャンプ」，「輝きの心コンサート」を実施	○				公民館事業課（西神楽）
	カムイの杜公園記念植樹	子供たちに植樹を通じて自然の貴さや大切さを学んでもらうとともに，未来に向けた「子供の森づくり」を進める。	○	○			公園みどり課
	ウチダザリガニ捕獲大作戦	江丹別川流域に生息する外来種であるウチダザリガニの生態を知るとともに，在来種の生態系を壊す恐れがあるため，捕獲駆除する。また，あわせてウチダザリガニは，日本人のタンパク源とするため導入されたことから，その味を楽しむ。	○	○			公民館事業課（江丹別）
	ホタル観察会	ホタルの観察・講義「ホタルの里をたずねて」	○	○			公民館事業課（西神楽）
	体験活動in江丹別	異なった年齢構成の子どもが共同作業などを通して交流を深め，役割分担や規則・約束を守る等の基本的な生活習慣を学ぶことを目的に宿泊体験事業を実施	○	○			公民館事業課（春光台）
	公園遊び再生事業	サッカー及びバスケットゴールを設置し，部活動をしていない子どもたちが思いきり運動できるような場所にし，子どもたちの健全な発達に寄与するために実施した。		○	○		神居支所
	夏の野外体験	夏のアウトドア活動をコンセプトとした体験施設を設置	○			○	スポーツ課
	冬の野外体験	雪や寒さ等をコンセプトとした冬の野外体験の体験会を開催	○			○	スポーツ課
	おもちゃの修理屋さん	壊れたり，動かなくなったおもちゃを持ち込んでもらい，その場で旭川工業高校定時制の生徒が診断・修理を行う。	○		○		環境政策課
	おもちゃのくるくる広場	家庭で不要となった，まだ使えるおもちゃ等を持ち込んでもらい，必要な方へ引き渡す交換会	○				環境政策課
	廃食用油を使った石けんづくり	家庭ごみの減量・資源化への意識高揚を図るため，廃食用油とペットボトルを利用して手軽に石けんを作る方法を学ぶワークショップを実施する。	○			○	環境政策課
	お絵かきマイバッグづくり	布製エコバッグに専用クレヨンでお絵かきをして，世界にひとつだけのマイバッグを作る体験会を実施する。	○				環境政策課
芸術	小学生ミュージカル鑑賞教室	次代を担う子どもたちに，舞台芸術への興味と理解を深めるとともに，舞台の感動を通して豊かな心を育むため，優れた芸術鑑賞の機会を提供する。	○				文化振興課
	自主文化事業「夏休み小学生バックステージツアー」	普段見ることのできない，コンサートや演劇で使用する舞台の裏側の見学や，舞台機材の操作を体験する。	○				文化振興課（市民文化会館）
	自主文化事業こども芸術劇場「夢探検」	就学前の幼児及び小学生を対象に，人形劇や音楽などの優れた作品を鑑賞する場などを提供し，成長期の子供達の豊かな心や想像力の育成を図る。	○				文化振興課（市民文化会館）

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
芸術	こども彫刻教室	講師を交えて毎回さまざまな素材を使用し，簡単な彫刻作品の制作を行う。造形する楽しみを知り，彫刻への理解と関心を高めることを目的とする。	○				文化振興課（彫刻美術館）
	冬休み子ども教室	ミニ門松作りや書初め等を実施	○				公民館事業課（愛宕）
	子ども書道「一文字書道」講座	心で描く一文字講座を実施	○				公民館事業課（西神楽）
	子ども音楽講座	長期休暇期間中の小中学生を対象に，幅広いジャンルの音楽について学び，郷土の文化施設「音楽堂」への親しみを更に深めてもらうことを目的として音楽講座を1回実施した。平成28年度はウクレレの仕組みや弾き方について学んだ。	○	○			文化振興課（大雪クリスタルホール）
	自主文化事業「高校性のための演劇技術講習会」（H28は「高校生のための演劇講習会」）	北海道高等学校文化連盟上川支部に加盟している旭川地区の高校演劇部の生徒を対象に，高校演劇の演技及び舞台技術の向上を図る。			○		文化振興課（市民文化会館）
	自主文化事業「高校生のための脚本ワークショップ」	高校演劇部の生徒などを対象とした，舞台での演技に関するワークショップ			○		文化振興課（市民文化会館）
	少年少女邦楽教室	「箏・尺八」を通して，邦楽に親しみ，日本の伝統文化を体験する。	○	○	○		公民館事業課（永山）
歴史・文化	書き初め教室	小学校の冬休み期間中における子どもたちの居場所づくりとして，日本の伝統文化について学ぶ機会を提供し，生涯学習活動団体の会員が講師になることで，子どもたちとの交流を促進する。	○				公民館事業課（神楽）
	子供茶道教室	日本の伝統文化である茶道について実習を中心とした学習を行う。お茶の点て方のみならず，礼儀や靴の置き方など付随する礼儀作法についても教わり心の成長にもつながった。	○				公民館事業課（末広）
	将棋道場	朝日小学校児童を中心とした中央公民館近隣の地区の小・中学生を対象に，将棋を指す場を提供。 小学1年生から中学3年生まで40人の登録があり，毎週将棋を学んだ。	○	○			公民館事業課（中央）
	親子ふれあい武道的体操教室	武道的体操や簡単な護身術を親子で学ぶ。	○	○			公民館事業課（神居）
	子ども囲碁・将棋教室・百人一首	初心者へ囲碁・将棋・百人一首の指導及びゲームを実施（夏は囲碁・将棋のみ）	○	○			公民館事業課（春光台）
	博物館体験	博物館をより深く知ってもらう観点から，主に小中学生向けに三連休・夏休み等学校長期休暇期間中に様々な体験学習を行っている。	○	○			博物館
	お茶の作法を体験しよう	生涯学習活動団体「茶道研究会」会員の講師による茶道体験		○			公民館事業課（東鷹栖）
文学	おはなし会	学校週五日制の土曜日を活用し，図書の読み聞かせ等を行う。	○				公民館事業課（東旭川）
	おたのしみ会	乳幼児から小学生を対象とした『おたのしみ会』は，「絵本の読み聞かせ」「紙芝居」「おはなしの会」「子ども映画会」など絵本を楽しめる環境作りや図書館の利用促進を図ることを目的としている。	○				中央図書館
	旭川市親子で本の紹介コンテスト	親子で一緒に読んだ本の感想を発表して，参加者が互いの発表を聞いて一番読みたくなった本を決めるもので，子どもの読書活動を推進し，親子で1冊の本を読んで家族の絆を強めることを目的としている。	○			○	中央図書館

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
文学	井上靖記念館青少年エッセーコンクール	井上靖邸の書斎・応接間が旭川市の井上靖記念館に移転されたことを記念し，青少年の文学への関心と資質を高めること等を目的として実施		○	○		文化振興課
	児童生徒読書感想文コンクール	児童・生徒の読書活動の普及を目的に広く「読書感想文」を募集し表彰する。	○	○	○		中央図書館
食・農業	あさひかわ食楽探検隊	旭川で生産されている農産物や畜産物について学び，それらを活かしたパン作りを行う。体験して学んだ成果を食べマルシェ会場内で発表する。	○				保健指導課
	食を育む料理教室「夏休みチャレンジクッキング」	「夏休みチャレンジクッキング」 揚げ物をテーマとした調理実習と講話	○				保健指導課
	食を育む料理教室「冬休みチャレンジクッキング」	「冬休みチャレンジクッキング」 りんごをテーマとした調理実習と講話	○				保健指導課
	市民農業ふれあい事業 （子ども農業体験塾）	農業体験の場を設け，「食」や「農」，「いのち」について考える機会を提供する。	○				農政課
	春休みこども料理講座	春休み期間中，子ども達に体験活動の場を提供（子ども弁当づくり）	○				公民館事業課 （中央）
	親子ふれあい農業体験　～果実加工編	親子の体験学習の場を提供（りんご狩り，ジャム作り）	○				公民館事業課 （中央）
	親子ふれあい農業体験～田植え	親子で田植え体験を行い，食の大切さを学び，合わせて親子のコミュニケーションを深める。	○				公民館事業課 （東旭川）
	パン作り教室	小学校の春休みを利用して，旭川産の食材を使って，パン作りを行う。	○				公民館事業課 （東旭川）
	スイーツ作り	小学生とその保護者を対象に，食育に係る読み聞かせを行うとともに，地場の産品を使ったスイーツ作りを行う。米粉を使用したケーキやクレープ，いちご大福づくりを実施	○				公民館事業課 （神楽）
	親子ふれあい農業体験～里山体験	農業，農村生活の体験学習の実施	○				公民館事業課 （末広）
	夏休み親子クッキング	親子で料理(カルボナーラ，たまごスープ，レタスサラダ）	○				公民館事業課 （東鷹栖）
	親子ふれあい農業体験 ～牛の乳しぼり	牛の搾乳などの体験	○				公民館事業課 （神居）
	親子ふれあい料理体験	江丹別産のそば粉のガレットを親子で作る。	○				公民館事業課 （神居）
	はらぺこクッキング	小学生を対象に，料理を通じて学ぶことの楽しさを伝えるとともに，「食」に対して関心を持ってもらう。	○				公民館事業課 （北星）
	親子お菓子教室	パンづくりという実践的・体験的な活動を通し，親子や参加者同士のコミュニケーションを図り，家庭教育の支援を促進する。	○				公民館事業課 （新旭川）
	ひな祭り料理をつくろう	ひな祭りに因んだ料理を実施	○				公民館事業課 （愛宕）

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
食・農業	子ども豆腐づくり体験講座	豆腐づくりを体験	○				公民館事業課（西神楽）
	ハロウィンパンプキン・カービング＆ミニコンサート	百寿大学生が栽培したハロウィン用カボチャを使い，自然豊かで実りの秋を向かえた江丹別地域の魅力をPRするために，ハロウィンパンプキン・カービング教室やミニコンサートなどを開催する。	○	○			公民館事業課（江丹別）
	オープンファーム COW COW IN ETANBETU	旭川市郊外の江丹別町拓北の牧場で，興味尽きない酪農体験にチャレンジしながら，家族でゆっくり，1日，スローライフを満喫してもらう。	○	○			公民館事業課（江丹別）
	あさひかわ食育セミナー	「子どものスポーツ栄養について」	○	○			保健指導課
	食育出前講座	栄養士が食育に関する講話又は体験活動等を実施	○	○	○	○	保健指導課
社会	あさひかわキッズタウン	日々の学校生活や日常生活では体験することができない職業体験を通じて，働くことの意義や喜び，大切さを体験してもらうため，職業体験事業を実施	○				子育て支援課
	除雪教室（出前講座）	旭川市の除雪方法やルール・マナーなどについて理解を深めてもらうため，当該内容の説明および除雪機械の作業見学・乗車体験を行う。	○				土木事業所
	消防出前講座「今日からきみも消防士」	消防の仕事や防火防災について理解を深めてもらうため，消防職員が学校に出向き，消防車両・消防機材等を活用した体験型の講座を実施する。	○				市民安心課
	子ども景観バスツアー	市内の良好な景観づくりを紹介するバスツアー	○				都市計画課
	夏休み動物園・科学館見学	マイクロバスで動物園と科学館の見学	○				公民館事業課
	夏休み施設見学	小学生（保護者も可）がカンディハウス，下水処理所等市内の施設を見学する。	○				公民館事業課（東光）
	「水」出前授業	暮らしを支える水道・下水道の仕組みについて理解を深めてもらうことを目的として，職員が学校へ出向き講座を実施	○				上下水道部総務課
	施設見学バスツアー	暮らしに欠かすことのできない水道・下水道について，水道水が蛇口に届くまでの浄水の仕組みや汚水を奇麗にし自然に返すまでの下水処理の仕組みを目で見て体験していただくために，施設見学バスツアーを実施	○	○			上下水道部総務課
	明るい選挙啓発ポスター及び標語募集	明るい選挙推進事業の一環として明るい選挙を推進するために，次世代を担う児童や生徒が未成年から選挙について理解し，その大切さと関心を持ち続けてもらうことを目的として明るい選挙啓発ポスター及び標語を募集	○	○			選挙管理委員会事務局
	施設見学会	市内や近郊の施設見学や施設での体験を通して，参加者の交流を深めるとともに地域再発見のための体験事業を実施	○	○			公民館事業課（春光台）
	旭川市少年の主張大会（上川地区大会予選）	中学生が日頃の生活の中での体験や考えていることなどを，審査員の前で弁論発表する。		○			子育て支援課
	エイズ・性感染症出前講座	中学校・高校の要望に応じ各学校に保健所職員が出向く。性に関する正しい知識を持ち自分を大切にする行動を選択できるように，学校での性に関する学習の支援を行う。		○	○		健康推進課
	みんなで学ぼう！あさひかわ環境フェスタ	市民へのごみの発生・排出抑制や環境保全などの普及啓発を図り，特に子どもの環境教育を高めるため，パネル展及び体験イベントを実施	○	○	○	○	環境政策課

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
社会	若年者就職支援事業	高校生，大学生，若年求職者等を対象とした企業見学会，企業説明会等を実施する。			○	○	経済総務課
	若年者就職ステップアップ事業	一般就労の一歩手前にある若年求職者（39歳以下）の就職に必要な基礎能力の向上を図るため，職場体験実習及びセミナーを実施する。			○	○	経済総務課
	旭川市就業支援ITセミナー	若年求職者（45歳未満）及び障害者の就業を促進するためIT資格取得に向けたセミナーを実施する。			○	○	経済総務課
	地元企業への就職促進事業	地元企業の魅力や求人情報を広く市内外に周知するための地元企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」及びUIJターン情報コーナーの管理・運営を行い，UIJターン希望者だけでなく地元高校生・大学生等が今後就職活動をする際の参考になる地元企業の魅力をPRする。			○	○	経済総務課
	若年者等正規雇用奨励金	若年者等の正規雇用を促進し，就職率の底上げと雇用の安定を図るため，国が奨励するトライアル雇用実施後に正規雇用として雇い入れた場合に奨励金を支給する。			○	○	経済総務課
	若者地元定着奨学金返済補助事業	若者の地元定着を促進するため，大学等高等教育機関進学者が卒業後に市内で就職及び居住した場合に，在学中に借り入れた奨学金の一部を補助する。（平成28年度は事業の周知と登録者の受付のみの実施）				○	経済総務課
	出前講座 「学校模擬選挙」	次世代を担う児童や生徒が，早い時期から選挙を身近なものとして受け止め，その大切さを知り選挙への関心を持ち続けてもらうことを目的に実施する。	○	○	○		選挙管理委員会事務局
国際	楽しく学んでイングリッシュ	放課後における子どもの居場所づくりと，語学力とコミュニケーション力の向上を図る。	○				公民館事業課（中央）
	楽しく学んでイングリッシュ	英語を通して豊かなコミュニケーション能力を育成する。	○				公民館事業課（永山）
	楽しく学んでイングリッシュ	放課後，地域の小学生に豊かなコミュニケーション能力を育成する生涯学習の機会を提供することを目的として実施	○				公民館事業課（神楽）
	楽しく学んでイングリッシュ	英語を通して豊かなコミュニケーション能力を育成する。	○				公民館事業課（末広）
	楽しく学んでイングリッシュ	放課後，地域の小学生を対象に，英語を通して豊かなコミュニケーション能力を育成する学習の機会を提供する。	○				公民館事業課（北星）
	楽しく学んでイングリッシュ	放課後，地域の小学生に英語教育を通じて，豊かなコミュニケーション能力を育成する機会を提供する。	○				公民館事業課（新旭川）
	楽しく学んでイングリッシュ	小学生が英語を体験的に楽しく学びながら，異文化に触れる。	○				公民館事業課（東光）
	英語にチャレンジ	子供が英語に接する時期が早まってきていることから，楽しみながら英語を身に付けるきっかけを作る。	○				公民館事業課（東光）
	英語を学ぼう	ヒアリングを取り入れた「使える英語」を身に付ける。	○				公民館事業課（東光）
	楽しく学んでイングリッシュ	机に向かって読み書きや文法の学習をする英語ではなく，「聞く・話す」ことを中心に体験的に楽しく学びコミュニケーション能力を養うことを目的とした英会話教室の実施	○				公民館事業課（春光台）

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
国際	ユジノ・サハリンスク市との青少年スキー交流事業	両市の次代を担う青少年に，積雪地である両市共通のスポーツであるスキーを通じた交流，互いの国の生活・文化・伝統に触れる機会を提供し，相互理解を深めるとともに，国際感覚豊かな人材の育成を図る。	○	○			都市交流課
	中学生語学研修	中学生がアメリカ人と一緒に生活することにより，英語力の向上はもとより，文化や考え方の違いを肌で感じ取り，広い視野を養うことを目的とする。		○			都市交流課
	旭川市・哈爾濱市青少年交流事業	本市青少年訪問団が哈爾濱市を訪問し，ホームステイ等を通して哈爾濱市青少年と友情と相互理解を深め，豊かな人間性を育む事を目的とする。			○		都市交流課
	旭川市・水原市青少年交流事業	旭川市と姉妹都市韓国水原市の高校生を相互に派遣し，ホームステイ等を通して青少年同士の交流と両市の文化の相互理解を図る。			○		都市交流課
防火	少年消防クラブ体験ミーティング	少年消防クラブ員が各種の消防体験をすることにより，少年（少女）期における防火に対する意識の育成を図るとともに，消防業務に対する理解を深める。	○				市民安心課
	防火ポスターコンクール	防火に関するポスターを描くことにより，小学生・中学生の防火意識の高揚を図る。	○	○			市民安心課
平和	平和都市宣言図画コンクール	平和都市宣言に関する図面コンクール及びポスターの製作	○	○			市民活動課
	移動原爆展	協力可能な小中学校において，原爆に関する写真の展示，紙芝居，被爆体験DVDの上映	○	○			市民活動課
	青少年平和大使派遣	平和都市宣言図画コンクール（中学生の部）の上位入賞者2人を長崎市に派遣する。		○			市民活動課
	平和の折り鶴	長崎原爆犠牲者慰霊平和記念式典の会場に送り届ける千羽鶴の募集	○	○	○	○	市民活動課
パフォーマンス	若者活動支援	若者の活動の場や発表の場を提供し，夢や希望を応援するとともに，中心市街地の賑わい創出につなげるため，「北の恵み 食べマルシェ」などの既存のイベントと連携を図りながら，若者活動支援イベントを実施する。	○	○	○	○	子育て支援課
	若者が作る選挙啓発動画コンテスト	若者の皆さんに，選挙啓発動画の製作やその選考を通じて，選挙への関心を深めていただくとともに，その動画を活用することによって，広く市民に選挙への周知啓発を進めることを目的とする。			○	○	選挙管理委員会事務局
	よさこい踊ってみんなでわっしょい！	地域の小学3～6年生と高齢者とが一緒によさこいソーランを踊り，衣装等を作ることを通じて交流を図る。	○			○	公民館事業課（北星）
	雪中祭	北海道教育大学旭川校ボランティアサークル「ありんこくらぶ」の学生たちが企画運営し，メッセージカード作り，キャンドル作り，チョコレートフォンデュ，フリーマーケット，豚汁づくり，雪中サッカー，ビンゴ，よさこいなどで参加者と交流する。	○				公民館事業課（北星）
	旭川生涯学習フェアまなびピアあさひかわ	キッズダンス，バレエなどのステージ発表や生け花などの作品・パネル展示など市民の学習成果の発表の機会を提供するとともに，青少年が楽しめる体験を実施。 おもちゃで自由に遊べる場を提供した。大学生等とともに運営。	○	○	○	○	社会教育課
その他	子どもの生活習慣づくり事業	地域による青少年の育成及び地域と公共施設・学校の連携促進を目的として，住民・公共施設・学校の協働による通学合宿事業を市内2地域で実施	○				地域まちづくり課

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
その他	中央・新旭川地域囲碁指導棋士派遣事業	囲碁文化の発信と小学生の放課後活動の充実を図ることを目的として，中央・新旭川地域の4か所の留守家庭児童会等で地元棋士による囲碁教室を開催（計16回）。また，囲碁文化の啓発と児童の交流を図るため，囲碁クイズと囲碁大会からなる「こども囲碁まつり」を開催	○				地域まちづくり課
	サマースクール	飼育体験，園内表示用解説パネルの製作など	○				旭山動物園
	こども牧場ふれあいガイド	こども牧場にいるモルモットなどペットや家畜動物とふれあいながら動物について学ぶ。	○				旭山動物園
	出張授業	飼育担当が教材を持って小学校に出向き,命の大切さなどをテーマに授業を行う。	○				旭山動物園
	絵本の読み聞かせ	図書館職員による絵本の読み聞かせ会の実施。読み聞かせ終了後，飼育担当が話に出て来た動物について解説	○				旭山動物園
	動物読書感想文コンクール	動物について書かれた本の感想文を募集。優秀作品は表彰。	○				旭山動物園
	児童動物画コンクール	幼児・小学生の描画教育及び動物愛護向上を目的に実施。旭山動物園の動物・風景を描いた絵画を募集	○				旭山動物園
	エサやり観察ガイド	キリンやカバなどが食べるエサを子供たちに考えさせ，来園当日に持ってきてもらい，それを食べるかどうかの確認と食べ方について解説する。	○				旭山動物園
	教育大生自主企画講座	道教育大旭川校の学生ボランティアが小学生向けの青少年教育講座を自主企画・運営する。 「冬休み！親子ワクワク工作」と「鬼ごっこでスターになろう！」を実施	○				公民館事業課
	グランドピアノの中を見てみよう～調律師さんの仕事～	調律師を講師とし，ピアノの歴史や構造について学ぶ。	○				公民館事業課（神楽）
	子どもフレンドパーク	百寿大学生を講師として，もちつきと百人一首を行いながら世代間交流を行う。	○				公民館事業課（東鷹栖）
	学習チャレンジ！（夏休み，冬休み）	小学3～6年生の児童が自ら学習する機会を設け，講師が指導することにより学習を支援するとともに，講師となる学生の教育スキルの向上を図る。	○				公民館事業課（北星）
	夏休み子ども講座	「親子陶芸教室」にてカレー皿作り，「親子そば打ち講座」，「レクリェーション講座」にて学年を問わず楽しく遊べるゲーム等を実施	○				公民館事業課（西神楽）
	冬休み子ども講座	陶芸や工作，レクリエーション等を実施	○				公民館事業課（西神楽）
	高台通学合宿	小学4～6年生が公民館で食事作りや宿泊しながらの通学体験を実施	○				公民館事業課（春光台）
	パソコンクラブ	パソコンを便利な道具ととらえ，子どもたちの創造性を育む活用方法とアイデアを提供する。また，情報を収集・判断・処理・創造し，それを編集して表現・発信することができる能力を育てる。	○				科学館
	南さつま市との青少年交流事業	両市の将来を担う青少年がそれぞれのまちの風土や文化を学び，友情を深めることで視野が広い人材育成と両市の交流の裾野を広げ，新たな交流の創出に繋げる。	○	○			都市交流課
	教材貸出	骨格や卵などの標本やペット動物など動物園ならではの所蔵教材を保育園や幼稚園，小中学校などの学習を目的とした団体に貸出を行う。	○	○			旭山動物園

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
その他	病院ガイド	獣医が動物病院などを見学しながら，動物園の獣医師について解説をする。	○	○			旭山動物園
	園内ガイド	事前に打ち合わせをした学校に対して，園内を巡りなら動物について解説する。	○	○			旭山動物園
	裏側ガイド	事前に打ち合わせをした学校に対して，園内を巡りなら動物について解説する。バックヤードで動物園の取り組みなどを解説する。	○	○			旭山動物園
	i－ねっとわーく授業	スカイプを使用し，遠隔授業を行い動物について解説する。	○	○			旭山動物園
	ザ・怪談	夏の夜に怪談，絵本の読み聞かせを行い，親子のふれあいの機会づくりと青少年育成に役立てるために怪談イベントを実施	○	○			公民館事業課（春光台）
	中央図書館夏・冬休み月曜開館	小・中学校の夏・冬休みの期間中，小・中学生に利用してもらえるように中央図書館を月曜日開館する。	○	○			中央図書館
	放課後の自習室	中学生が自ら学習する機会を設け，講師が指導することにより学習を支援するとともに，講師となる学生の教育スキルの向上を図る。		○			公民館事業課（北星）
	障害者スポーツ振興事業実施業務	・障害者スポーツ教室 ・障害者スポーツフェスタ ・障害者スポーツ記録大会 ・全道大会への競技サポート				○	障害福祉課
	異世代交流	中高生や大学生の青少年団体で構成する子ども夢会議を定期的に開催し，子ども・若者たち自らが事業を企画・立案・実施		○	○	○	子育て支援課
	次世代育成	市内の小学4年生～高校3年生を対象に，施設への宿泊や集団行動，様々な体験活動を通して，協力することの大切さや楽しさを学ぶとともに，年長者は低年齢の子どもとの活動を通して，次代を担うリーダーとしての心得を学ぶ。	○	○	○		子育て支援課
	立ち直り支援・居場所づくり	様々な体験活動を通じて，自分を見つめ直し，前向きに人生を歩んでもらうためのきっかけとなるよう，少年の居場所づくりを行う。	○	○	○	○	子育て支援課
	世代間交流	シニア大学院生と旭川市医師会看護専門学校の学生との世代間交流				○	公民館事業課
	世代間交流事業（朝日小学校）	高齢者と小学生が昔遊びを通じて交流を行う。	○			○	公民館事業課（中央）
	ものしり交流教室（世代間交流）	「昔のくらし，昔の遊び体験」を百寿大学生と近隣の小学生で世代間交流を図り，理解を深めあう。	○			○	公民館事業課（永山）
	むかし探検塾	高齢者が小学生に竹馬やあやとり等のむかし遊びを教えて，交流する。	○			○	公民館事業課（東旭川）
	わくわくキッズふれあい隊	少子化により兄弟姉妹の少ない家族が増えるなか，少年期に小さな子どもと接する機会を設け，寛容さや人を思いやる気持ちを学ぶとともに，その経験を通して子育て支援への意識，動機づけとなることを目的として実施	○	○			公民館事業課（神楽）
	小学生との世代間交流	百寿大学生が小学校にてガラス清掃などの奉仕活動を行い，学校給食，校長講話をいただく中で交流を図る。	○			○	公民館事業課（末広）

分野	事 業 名	事 業 概 要	対 象				担当課
			小学生	中学生	高校生	その他	
その他	むかし探検塾	百寿大学生を講師として，地域小学校において，児童にあやとりやコマ回し，けん玉など昔の遊びを教えながら世代間交流を行う。	○			○	公民館事業課（東鷹栖）
	世代間ふれあい教室	伝承遊び等を通じて，児童が神居百寿大学生と交流	○			○	公民館事業課（神居）
	地区小学校との交流事業	大有小学校2年生と北星公民館むかし探険塾生との交流，野菜の苗植え・草取り・収穫と片付け・収穫祭を実施する。	○			○	公民館事業課（北星）
	世代間交流	北光小学校1年生と，北星公民館むかし探険塾生との交流，昔の遊び（お手玉・あやとり・竹とんぼ・こま・竹馬・おはじき・紙飛行機）体験を実施する。	○			○	公民館事業課（北星）
	こども食堂	子供に安心，安全で楽しい食事の機会を提供する。	○	○	○	○	公民館事業課（北星）
	新富小学校児童と百寿大学生との交流	お互いの合唱，楽器演奏，むかし遊びや昼食会を通じて相互の交流を図る。	○			○	公民館事業課（新旭川）
	東五条小学校児童と百寿大学生との交流	お互いの合唱，楽器演奏，むかし遊びや昼食会を通じて相互の交流を図る。	○			○	公民館事業課（新旭川）
	新富小学校児童と百寿大学生との交流	お互いの合唱，楽器演奏，むかし遊びや昼食会を通じて相互の交流を図る。	○			○	公民館事業課（新旭川）
	東五条小学校児童と百寿大学生との交流	お互いの合唱，楽器演奏，むかし遊びや昼食会を通じて相互の交流を図る。	○			○	公民館事業課（新旭川）
	世代間交流	伝承遊びの継承や高齢者への理解を図るとともに，高齢者の社会参加や地域の教育力向上を目的に愛宕公民館百寿大学と愛宕小学校，愛宕東小学校の児童と世代間交流事業を行った。	○			○	公民館事業課（愛宕）
	小学生と百寿大学生との交流	ビー玉・お手玉・おはじき・メンコなどの昔の遊びを通して，小学生と高齢者の世代間交流を図る。	○			○	公民館事業課（東光）
	中学校との交流事業	卒業生によるケーキ作り		○			公民館事業課（西神楽）
	百人一首地域交流会	冬休み中に実施した，囲碁・将棋・百人一首教室で，小中学生が体験した「下の句カルタ」を昔体験している地域の高齢者までの多世代の交流の場として開催	○	○		○	公民館事業課（春光台）

7　国，北海道，旭川市における青少年施策の流れ

	国	北海道	旭川市
昭和30年代	・子ども会やスポーツ少年団などの地域に根ざした活動が活発化。	・昭和30年に「北海道青少年保護育成条例」を制定。	・昭和31年に旭川市青少年問題協議会を設置。 ・昭和34年に青少年施策を一元的に所管し，推進するため旭川市青少年対策委員会を設置。 ・昭和36年に地域子ども会の育成を図るため，育成組織として旭川市青少年保護育成地区協議会を結成。
昭和40年代	・昭和41年に青少年育成国民会議を設置し，国民運動として青少年育成に取り組む。	・昭和41年に（財）北海道青少年育成協会を設置し，青少年育成に係る道民運動や各種事業を実施。	・昭和44年に組織見直しにより，青少年対策委員会を自治活動部青少年課として住民組織の担当部局に属する常設部署として設置。 ・昭和49年に住民組織の改編に伴い，育成組織が旭川市青少年育成部連絡協議会として，市民委員会連絡協議会の専門部会として位置付ける。
昭和50年代	・遊び目的の非行行動，校内暴力，家庭内暴力，いじめ等，青少年に係る多様な問題が顕在化する。	・昭和53年に青少年育成基金を創設。 ・各市町村ごとに青少年関係者を組織する「青少年育成市町村民会議」の設置が始まる（現在約70市町村で設置）。	・昭和56年の機構改革により，市民部婦人青少年室に移行。
昭和60年代	・不登校や引きこもりのほか，児童虐待や無目的無差別的な少年犯罪などが発生。		・町内会加入世帯率の低下や町内会役員の高齢化が進み，子ども会活動の停滞が見られるようになる。
平成10年代	・これらの状況を踏まえ，非行防止や保護育成的な取組が中心の「青少年対策」から，自立的自己の確立，自己実現支援等を主眼とする総合的な「青少年政策」への政策転換が図られる。 ・内閣府で青少年育成の総合調整機能を担うこととし，青少年育成推進本部を設置。 ・平成15年に青少年施策の基本理念と中長期的な施策の方向性を示す「青少年育成施策大綱」を策定。	・平成18年に「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に改める。	・平成14年に青少年担当部署が教育委員会の所管となる。
平成20年代～	・平成21年に「子ども若者育成支援推進法」が成立。 ・平成22年に「子ども・若者育成支援推進本部」を設置。 ・平成22年に子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」を策定。 ・平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立。 ・平成26年に「子どもの貧困対策会議」を設置。 ・平成26年に，全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため，「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定。	・平成20年に「北海道青少年健全育成基本計画」を策定。	・平成20年に機構改革により，子育て支援部の所管となる。 ・平成23年に「旭川市青少年施策に関する基本方針」を策定。 ・平成24年に「旭川市子ども条例」を制定。